

令和5年

# 第3回後期 定例県議会議案

( 附 予 算 説 明 書 )

群馬県



## 令和5年第3回後期定例県議会議案目次

第118号議案	令和5年度群馬県一般会計補正予算（第3号）	7頁
第119号議案	令和5年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	17
第120号議案	令和5年度群馬県電気事業会計補正予算（第2号）	19
第121号議案	令和5年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	21
第122号議案	令和5年度群馬県水道事業会計補正予算（第1号）	22
第123号議案	令和5年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第3号）	24
第124号議案	令和5年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第1号）	26
第125号議案	令和5年度群馬県病院事業会計補正予算（第1号）	27
第126号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	29
第127号議案	群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	31
第128号議案	群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	57
第129号議案	群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	59
第130号議案	群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	60
第131号議案	群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例	62
第132号議案	群馬県放牧場条例の一部を改正する条例	63
第133号議案	群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	64
第134号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	70
第135号議案	群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	88
第136号議案	群馬県公立大学法人定款の一部変更について	89
第137号議案	指定管理者の指定について	92
第138号議案	指定管理者の指定の期間の変更について	94
第139号議案	請負契約の締結について	96
第140号議案	財産の出資について	97
第141号議案	当せん金付証票の発売について	98

## 予 算 説 明 書 目 次

令和5年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）	101頁
1 総括	101
2 歳入	104
9 国庫支出金	104
12 繰入金	105
13 繰越金	106
3 歳出	107
1 議会費	107
2 知事戦略費	108
3 総務費	110
4 地域創生費	113
5 生活こども費	114
6 健康福祉費	116
7 環境森林費	119
8 労働費	121
9 農政費	122
10 産業経済費	124
11 県土整備費	126
12 警察費	127
13 教育費	128
補正予算給与費明細書	130
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	135
令和5年度群馬県流域下水道事業会計補正予算実施計画（第2号）	137
令和5年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第2号）	149
令和5年度群馬県工業用水道事業会計補正予算実施計画（第2号）	161
令和5年度群馬県水道事業会計補正予算実施計画（第1号）	173
令和5年度群馬県団地造成事業会計補正予算実施計画（第3号）	184

令和5年度群馬県施設管理事業会計補正予算実施計画（第1号） .....	196頁
令和5年度群馬県病院事業会計補正予算実施計画（第1号） .....	208



## 第118号議案

### 令和5年度群馬県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度群馬県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,265,029千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ863,012,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,131,070	1,217,171	165,348,241
	1 国庫負担金	54,776,415	293,633	55,070,048
	2 国庫補助金	108,555,186	923,538	109,478,724
12 繰入金		50,393,591	711,770	51,105,361
	2 基金繰入金	46,941,696	711,770	47,653,466
13 繰越金		25,277,837	2,336,088	27,613,925
	1 繰越金	25,277,837	2,336,088	27,613,925
歳入合計		858,747,938	4,265,029	863,012,967



## 2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,546,787	9,631	1,556,418
	1 議 会 費	1,546,787	9,631	1,556,418
2 知 事 戦 略 費		11,608,135	436,903	12,045,038
	1 知 事 戦 略 管 理 費	866,016	75,544	941,560
	2 メ デ ィ ア プ ロ モーション 費	881,754	2,480	884,234
	3 デ ジ タ ル 化 推 進 費	331,178	2,389	333,567
	4 業 務 プ ロ セ ス 改 革 費	3,730,917	2,477	3,733,394
	5 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	3,692,945	1,805	3,694,750
	6 交 通 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	1,840,317	350,891	2,191,208
	7 地 域 外 交 費	265,008	1,317	266,325
3 総 務 費		57,321,422	233,792	57,555,214
	1 総 務 管 理 費	41,176,372	196,725	41,373,097
	2 徴 税 費	9,641,089	24,527	9,665,616
	3 市 町 村 振 興 費	1,189,888	2,524	1,192,412
	4 選 挙 費	1,695,909	214	1,696,123
	5 統 計 費	353,988	1,568	355,556
	6 危 機 管 理 費	972,270	2,793	975,063
	7 消 防 保 安 費	1,985,137	2,071	1,987,208
	8 人 事 委 員 会 費	144,945	1,466	146,411
	9 監 査 委 員 費	161,824	1,904	163,728
4 地 域 創 生 費		7,408,998	18,310	7,427,308

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地域創生費	958,188	2,755	960,943
	2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	525,574	1,169	526,743
	3 文化振興費	3,014,538	9,381	3,023,919
	4 文化財保護費	319,141	1,692	320,833
	5 スポーツ振興費	2,591,557	3,313	2,594,870
5 生活こども費		38,674,958	30,492	38,705,450
	1 生活こども費	549,227	3,239	552,466
	2 県民活動支援・広聴費	197,489	1,233	198,722
	3 消費生活費	150,606	1,190	151,796
	4 私学・子育て支援費	30,652,942	1,732	30,654,674
	5 児童福祉・青少年費	7,124,694	23,098	7,147,792
6 健康福祉費		205,164,562	1,476,950	206,641,512
	1 健康福祉費	7,508,205	28,516	7,536,721
	2 監査指導費	121,415	1,500	122,915
	3 医務費	13,173,647	708,324	13,881,971
	4 介護高齢費	32,153,691	707,185	32,860,876
	5 感染症・がん 疾病対策費	74,625,217	3,760	74,628,977
	6 健康長寿社会 づくり推進費	1,919,554	1,732	1,921,286
	7 障害政策費	19,926,147	14,141	19,940,288
	8 薬務費	2,404,394	1,905	2,406,299
	9 国保援護費	50,603,172	1,775	50,604,947
	10 食品・生活衛生費	2,729,120	8,112	2,737,232
7 環境森林費		17,472,640	27,098	17,499,738

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境政策費	1,848,344	14,018	1,862,362
	2 環境保全費	320,582	1,593	322,175
	3 廃棄物・リサイクル費	334,068	2,309	336,377
	4 自然環境費	744,343	2,283	746,626
	5 林政費	6,372,627	3,675	6,376,302
	6 林業振興費	1,199,842	1,778	1,201,620
	7 森林保全費	6,652,834	1,442	6,654,276
8 労働費		2,079,217	8,618	2,087,835
	1 労働政策費	1,976,308	7,792	1,984,100
	2 労働委員会費	102,909	826	103,735
9 農政費		21,817,268	70,321	21,887,589
	1 農政費	4,640,450	48,728	4,689,178
	2 農業構造政策費	2,001,014	5,952	2,006,966
	3 技術支援費	1,149,507	4,409	1,153,916
	4 蚕糸園芸費	2,476,908	2,326	2,479,234
	5 ぐんまブランド推進費	657,837	1,286	659,123
	6 畜産業費	3,441,922	4,951	3,446,873
	7 農村整備費	7,449,630	2,669	7,452,299
10 産業経済費		10,365,088	18,660	10,383,748
	1 産業政策費	2,459,815	2,815	2,462,630
	2 未来投資・デジタル産業費	2,790,341	1,792	2,792,133
	3 地域企業支援費	3,964,626	10,058	3,974,684
	4 観光魅力創出費	829,087	2,175	831,262

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 e スポーツ・クリ エイティブ推進費	321,219	1,820	323,039
11 県土整備費		72,657,413	63,472	72,720,885
	1 土木管理費	5,047,320	63,472	5,110,792
12 警察費		44,012,757	495,072	44,507,829
	1 警察管理費	39,357,996	495,072	39,853,068
13 教育費		156,485,257	1,375,710	157,860,967
	1 教育総務費	23,192,813	72,209	23,265,022
	2 小学校費	52,570,782	582,446	53,153,228
	3 中学校費	31,333,022	345,048	31,678,070
	4 高等学校費	29,201,262	252,461	29,453,723
	5 特別支援学校費	14,718,511	123,546	14,842,057
歳出合計		858,747,938	4,265,029	863,012,967

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
7 環境森林費	5 林政費	ぐんま緑の県民基金事業	330,000
		農山漁村地域整備(林道)	155,774
		補助公共作業道	64,603
		水源林等整備推進	18,000
	6 林業振興費	きのこ等振興対策	179,707
11 県土整備費	1 土木管理費	建設技術支援	40,000
	3 道路整備費	単独橋りょう予防保全	127,900
	4 河川費	ダムメンテナンス	107,533
		特定ダム環境対策	25,000
	6 都市計画費	都市計画指導調査	24,000
		社会資本総合整備	63,050
		単独景観整備	7,100
		単独道路交通計画調査	46,000
	7 都市整備費	単独街路	258,000
		公園施設維持修繕	127,734
8 下水環境費	市町村下水道費補助	15,000	
14 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	林道災害復旧	82,000

## 2 変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額(千円)	金額(千円)
11 県土整備費	2 道路管理費	単独道路維持修繕	76,778	780,461
		単独交通安全対策	24,194	473,522
		社会資本総合整備	453,444	3,909,583
		道路メンテナンス	36,024	254,300
		無電柱化推進	75,522	935,408
	3 道路整備費	単独道路改築	69,924	417,975
		社会資本総合整備	917,507	7,677,163
		道路改築	109,228	5,353,198
		道路メンテナンス	405,890	2,668,207
	4 河川費	単独河川改修	60,407	408,253
		河川維持補修	71,310	864,332
		社会資本総合整備	58,028	903,178
		緊急防災・減災対策	32,593	142,490
		大規模特定河川	25,170	635,000
	5 砂防費	単独砂防施設	28,176	254,167
		単独砂防維持管理	53,359	407,861
		社会資本総合整備	185,796	927,460
		緊急防災・減災対策	20,510	189,790
		事業間連携砂防	30,818	299,600
		砂防メンテナンス	12,841	105,951
	7 都市整備費	社会資本総合整備(街路)	144,855	1,233,000
		無電柱化推進	45,984	407,000
		社会資本総合整備(公園)	24,436	304,900
14 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設単独災害復旧	4,204	400,000

### 第3表 債務負担行為補正

#### 追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
防災ヘリ事故慰霊登山道設置工事請負契約	令和6年度から 令和7年度まで	141,600
群馬県野鳥の森施設の管理及び運営に関する協定	令和6年度から 令和10年度まで	34,795
伊香保森林公園及び憩の森の管理及び運営に関する協定	令和6年度から 令和8年度まで	84,000
赤城森林公園及び赤城ふれあいの森の管理及び運営に関する協定	令和6年度	15,460
さくらの里の管理及び運営に関する協定	令和6年度から 令和10年度まで	56,990
桜山森林公園の管理及び運営に関する協定	令和6年度から 令和10年度まで	19,315
みかば森林公園の管理及び運営に関する協定	令和6年度から 令和10年度まで	19,000
21世紀の森の管理及び運営に関する協定	令和6年度から 令和10年度まで	61,600
単独公共治山委託契約	令和6年度	40,000
単独公共治山工事請負契約	令和6年度	160,000
単独道路維持修繕委託契約	令和6年度	484,000
単独道路維持修繕工事請負契約	令和6年度	6,000
単独地域道路管理委託契約	令和6年度	800,000
河川維持補修委託契約	令和6年度	510,000
群馬の森の管理及び運営に関する協定	令和6年度から 令和10年度まで	186,875

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
敷島公園新水泳場整備運営事業契約	令和 6 年度 から 令和 25 年度 まで	23,100,000
県営住宅維持修繕業務委託契約	令和 6 年 度	39,930



## 第119号議案

### 令和5年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 5 年 度	3,841,086 千円	1,362 千円	3,842,448 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,946,376千円	3,639千円	10,950,015千円
第1項 営業費用	10,623,443千円	3,639千円	10,627,082千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,057,734千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,059,096千円」に、「過年度分損益勘定留保資金40,509千円」を「過年度分損益勘定留保資金41,871千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 流域下水道事業 資本的支出	5,350,250千円	1,362千円	5,351,612千円

第1項 建設改良費 3,957,516千円 1,362千円 3,958,878千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	431,019千円	5,001千円	436,020千円

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第120号議案

### 令和5年度群馬県電気事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 電気事業費用	7,999,359千円	19,487千円	8,018,846千円
第1項 営業費用	7,651,075千円	19,487千円	7,670,562千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,604,504千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,606,486千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,335,350千円」を「過年度分損益勘定留保資金7,337,332千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 電気事業資本的支出	10,926,249千円	1,982千円	10,928,231千円
第1項 建設改良費	7,832,979千円	1,982千円	7,834,961千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,495,292千円	21,469千円	1,516,761千円

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一太

## 第121号議案

### 令和5年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	2,157,030千円	3,330千円	2,160,360千円
第1項 営業費用	1,965,359千円	3,330千円	1,968,689千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	245,041千円	3,330千円	248,371千円

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 第122号議案

### 令和5年度群馬県水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,401,961千円	5,447千円	4,407,408千円
第1項 営業費用	4,044,711千円	5,447千円	4,050,158千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,892,464千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,893,011千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,260,523千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,261,070千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	2,912,165千円	547千円	2,912,712千円
第1項 建設改良費	1,878,830千円	547千円	1,879,377千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	483,150千円	5,994千円	489,144千円

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第123号議案

### 令和5年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 団地造成事業費用	6,905,748千円	1,607千円	6,907,355千円
第1項 営業費用	6,478,378千円	1,607千円	6,479,985千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,278,865千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,280,956千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,263,865千円」を「過年度分損益勘定留保資金7,265,956千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 団地造成事業資本的支出	7,282,142千円	2,091千円	7,284,233千円
第1項 土地造成費	6,774,518千円	2,091千円	6,776,609千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	295,927千円	3,698千円	299,625千円



令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第124号議案

### 令和5年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第3款 ゴルフ場事業費用	514,246千円	1,043千円	515,289千円
第1項 営業費用	436,288千円	1,043千円	437,331千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	69,902千円	1,043千円	70,945千円

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第125号議案

### 令和5年度群馬県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度群馬県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 病院事業費用	34,324,200千円	286,250千円	34,610,450千円
第1項 医業費用	33,556,007千円	286,250千円	33,842,257千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,239,574千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,186,574千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,892,527千円	53,000千円	2,945,527千円
第1項 企業債	1,648,000千円	53,000千円	1,701,000千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額（千円）	限度額（千円）
がんセンター 電話交換設備更新工事	134,000	

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
小児医療センター 電話交換設備更新工事	3,000	
医療器械等購入	1,029,000	1,219,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職員給与費	14,250,079千円	286,250千円	14,536,329千円

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第百二十六号議案

### 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項上欄(五)中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同表六の項の次に次のように加える。

六の二 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を認可すること（同条第二項第一号口又は第二号口に規定する土地が同条第五項第六号口に掲げる土地に該当する場合を除く。） (二) 第十八条第七項の規定により、農用地利用集積等促進計画の認可をした旨を関係する農業委員会に通知し、及び公告すること（同条第二項第一号口又は第二号口に規定する土地が同条第五項第六号口に掲げる土地に該当する場合を除く。）	高崎市、伊勢崎市、館林市及び甘楽町
--	-------------------

別表第二の五の項上欄中(㉔)を(㉕)とし、(㉖)から(㉙)までを(㉗)から(㉚)までとし、(㉛)の次に次のように加える。

(㉔) 第六十九条の二第二項の規定による医療法人が開設する病院又は診療所ごとの収益、費用等の報告

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の二の項上欄及び別表第二の五の項上欄の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の六の二の項上欄に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の規定により知事

がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後において同項下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

**令和五年十一月二十四日提出**

**群馬県知事 山本 一太**

〔注〕 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務の高崎市等への移譲等を行おうとするものである。

## 第百二十七号議案

### 群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第五条第十項中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第八条の三第一項第一号中「四十一万四千八百円」を「四十一万五千六百円」に改め、同項第二号中「五万八千円」を「五万千円」に改める。

第十二条の十の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第四十四条」を「第二十六条の八」に改め、同条第二項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年前	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
再任用	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
短時間	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			



勤務職 員以外 の職員	6 4	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
	6 5	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
	6 6	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	6 7	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	6 8	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
	6 9	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	7 0	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
	7 1	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	7 2	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	7 3	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	7 4	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	7 5	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
	7 6	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
	7 7	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
	7 8	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
	7 9	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
	8 0	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
	8 1	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
	8 2	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
	8 3	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
	8 4	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
	8 5	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
	8 6	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
	8 7	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
	8 8	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
	8 9	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
	9 0	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
9 1	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
9 2	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
9 3	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
9 4		295,900	343,600						
9 5		296,200	344,100						
9 6		296,600	344,500						
9 7		296,800	344,700						
9 8		297,100	345,100						
9 9		297,500	345,500						
1 0 0		297,900	345,800						
1 0 1		298,100	346,100						
1 0 2		298,400	346,500						
1 0 3		298,800	346,900						
1 0 4		299,100	347,300						
1 0 5		299,300	347,800						
1 0 6		299,600	348,200						
1 0 7		300,000	348,600						
1 0 8		300,300	349,000						
1 0 9		300,500	349,500						
1 1 0		300,900	349,900						
1 1 1		301,300	350,200						
1 1 2		301,600	350,500						
1 1 3		301,800	351,000						
1 1 4		302,000							
1 1 5		302,300							
1 1 6		302,700							
1 1 7		302,900							
1 1 8		303,100							
1 1 9		303,400							
1 2 0		303,700							
1 2 1		304,100							
1 2 2		304,300							
1 2 3		304,600							
1 2 4		304,900							
1 2 5		305,200							
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、非常勤の職員には適用しない。

別表第二（第四条関係）

公安職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	446,900	474,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	448,600	475,400
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	449,300	475,900
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600		
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900		
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200		
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500		
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
定年前	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
再任用	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		

短時間勤務員以外の職員の職	7 5	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
	7 6	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
	7 7	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
	7 8	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
	7 9	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
	8 0	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
	8 1	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
	8 2	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
	8 3	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
	8 4	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
	8 5	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	
	8 6	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600		
	8 7	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900		
	8 8	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100		
	8 9	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300		
	9 0	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600		
	9 1	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900		
	9 2	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100		
	9 3	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300		
	9 4	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200			
	9 5	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600			
	9 6	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000			
	9 7	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300			
	9 8	307,000	331,000	357,300	387,200				
	9 9	308,200	332,200	358,400	387,800				
	1 0 0	309,400	333,400	359,600	388,300				
	1 0 1	310,500	334,800	360,700	388,700				
	1 0 2	311,500	335,700	361,800	389,200				
	1 0 3	312,500	336,700	362,900	389,800				
	1 0 4	313,500	337,800	364,000	390,300				
	1 0 5	314,300	338,900	365,200	390,600				
	1 0 6	314,900	340,000	365,700	391,000				
	1 0 7	315,500	341,000	366,300	391,500				
	1 0 8	316,100	342,000	366,900	391,800				
	1 0 9	316,600	343,200	367,500	392,100				
	1 1 0	317,100	344,200	368,000	392,600				
	1 1 1	317,500	345,200	368,500	393,100				
	1 1 2	318,000	346,100	369,000	393,600				
	1 1 3	318,800	347,000	369,400	393,900				
	1 1 4	319,500	347,900	369,800	394,400				
	1 1 5	320,200	348,900	370,400	394,900				
	1 1 6	320,800	349,900	370,900	395,400				
	1 1 7	321,400	350,900	371,300	395,700				
	1 1 8	322,200	351,300	371,800	396,200				
	1 1 9	322,900	351,900	372,400	396,700				
1 2 0	323,700	352,500	372,900	397,200					
1 2 1	324,300	352,800	373,100	397,600					
1 2 2	324,600	353,200	373,600	398,100					
1 2 3	325,100	353,700	374,100	398,500					
1 2 4	325,600	354,100	374,500	399,000					
1 2 5	325,900	354,500	375,000	399,400					
1 2 6		354,900	375,500						
1 2 7		355,400	376,000						
1 2 8		355,800	376,500						
1 2 9		356,200	376,800						
1 3 0		356,600	377,300						
1 3 1		357,000	377,800						
1 3 2		357,400	378,300						
1 3 3		357,600	378,600						
1 3 4		358,100	379,100						
1 3 5		358,500	379,500						
1 3 6		358,800	379,900						
1 3 7		359,100	380,200						
1 3 8		359,500	380,700						
1 3 9		360,000	381,200						
1 4 0		360,500	381,700						
1 4 1		360,800	382,000						
1 4 2		361,300							
1 4 3		361,800							
1 4 4		362,300							
1 4 5		362,600							
定年任用短時間勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200
									410,900

備考 (一) この表は、警察官に適用する。  
(二) 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額にかかわらず、230,400円とする。

別表第三（第四条関係）

## 研究職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	1 0	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	1 1	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	1 2	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	1 3	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	1 4	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	1 5	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	1 6	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	1 7	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	1 8	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	1 9	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	2 0	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	2 1	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	2 2	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	2 3	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	2 4	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	2 5	201,700	265,000	339,300	379,400	451,100
	2 6	203,900	267,300	341,000	381,100	451,500
	2 7	206,000	269,500	342,800	383,000	451,800
	2 8	208,100	271,600	344,400	384,900	452,100
	2 9	210,200	273,900	346,000	386,600	452,400
	3 0	211,300	276,000	347,600	388,400	452,800
	3 1	212,600	277,900	349,000	390,300	453,100
	3 2	213,900	279,700	350,300	392,100	453,400
	3 3	215,600	281,400	351,500	393,600	453,700
	3 4	217,300	283,400	352,900	395,400	454,100
	3 5	219,100	285,400	354,200	397,000	454,400
	3 6	220,700	287,200	355,500	398,700	454,700
	3 7	222,200	288,900	356,700	399,900	455,000
	3 8	224,100	290,000	357,900	401,300	455,400
	3 9	226,000	291,100	359,100	402,700	455,700
	4 0	227,700	292,200	360,300	404,100	456,000
	4 1	229,400	293,200	361,000	405,400	456,300
	4 2	231,000	293,900	362,100	406,700	456,700
	4 3	232,700	294,400	363,300	408,200	457,000

	4 4	234,200	294,900	364,400	409,700	457,300
	4 5	235,700	295,400	365,500	410,900	457,600
	4 6	237,200	296,300	366,700	412,100	458,000
	4 7	238,700	297,300	367,900	413,700	458,300
	4 8	240,100	298,200	369,000	415,200	458,600
	4 9	241,500	299,200	370,000	416,500	458,900
	5 0	243,200	300,200	371,300	417,900	459,300
	5 1	244,800	301,100	372,600	419,300	459,600
	5 2	246,200	302,000	373,800	420,700	459,900
	5 3	247,400	303,000	374,500	420,900	460,200
	5 4	249,000	303,900	375,500	421,200	460,600
	5 5	250,600	304,700	376,400	421,500	460,900
	5 6	252,000	305,500	377,200	421,700	461,200
	5 7	253,200	305,900	377,900	421,900	461,500
	5 8	254,400	306,600	378,600	422,200	461,900
	5 9	255,300	307,500	379,300	422,500	462,200
	6 0	256,200	308,200	380,000	422,700	462,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	6 1	257,100	308,900	380,600	422,900	462,800
	6 2	257,900	309,900	381,300	423,200	463,200
	6 3	258,700	310,800	382,100	423,500	463,500
	6 4	259,500	311,700	382,900	423,700	463,800
	6 5	260,300	312,500	383,500	423,900	464,100
	6 6	261,100	313,400	384,300	424,200	464,500
	6 7	261,800	314,300	385,000	424,500	464,800
	6 8	262,400	315,200	385,700	424,700	465,100
	6 9	263,000	316,100	386,300	424,900	465,400
	7 0	264,000	317,100	387,000	425,200	465,800
	7 1	265,200	318,100	387,700	425,500	466,100
	7 2	266,200	319,100	388,400	425,700	466,400
	7 3	267,400	319,600	389,100	425,900	466,700
	7 4	268,600	320,600	389,700		
	7 5	269,600	321,700	390,300		
	7 6	270,600	322,700	391,000		
	7 7	271,600	323,800	391,700		
	7 8	272,600	324,800	392,300		
	7 9	273,600	325,700	392,900		
	8 0	274,500	326,600	393,500		
8 1	275,500	327,500	394,100			
8 2	276,600	328,300	394,700			
8 3	277,700	329,000	395,300			
8 4	278,600	329,600	395,900			
8 5	279,500	330,100	396,400			
8 6	280,400	330,600	396,900			
8 7	281,300	331,100	397,400			
8 8	282,000	331,500	398,100			
8 9	282,800	331,800	398,500			
9 0	283,900	332,300				
9 1	284,900	332,800				
9 2	285,900	333,200				

	9 3	286,800	333,500			
	9 4	287,700	333,900			
	9 5	288,700	334,300			
	9 6	289,600	334,700			
	9 7	289,900	335,200			
	9 8	290,800	335,700			
	9 9	291,500	336,200			
	1 0 0	292,400	336,700			
	1 0 1	293,300	337,200			
	1 0 2	293,900	337,700			
	1 0 3	294,600	338,200			
	1 0 4	295,300	338,700			
	1 0 5	295,800	339,100			
	1 0 6	296,300	339,500			
	1 0 7	296,800	340,000			
	1 0 8	297,200	340,400			
	1 0 9	297,400	340,900			
	1 1 0	297,800	341,300			
	1 1 1	298,100	341,800			
	1 1 2	298,300	342,200			
	1 1 3	298,600	342,700			
	1 1 4	298,900	343,100			
	1 1 5	299,200	343,600			
	1 1 6	299,500	344,000			
	1 1 7	299,800	344,500			
	1 1 8	300,100	344,900			
	1 1 9	300,300	345,300			
	1 2 0	300,600	345,700			
	1 2 1	300,900	346,100			
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、任命権者が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

## 別表第四（第四条関係）

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
定年前	41	378,000	439,000	492,300	549,800
再任用	42	378,700	440,700	494,100	551,200
短時間	43	379,300	442,400	495,900	552,600

勤務職 員以外 の職員	4 4	380,000	444,200	497,500	553,900
	4 5	380,900	446,000	498,900	555,100
	4 6	382,200	447,800	500,600	556,100
	4 7	383,500	449,500	502,400	557,100
	4 8	384,800	451,200	504,100	558,100
	4 9	385,600	452,800	505,600	559,100
	5 0	386,400	454,500	506,900	560,000
	5 1	387,200	456,200	508,200	560,900
	5 2	387,700	457,900	509,500	561,800
	5 3	388,500	459,800	510,500	562,600
	5 4	389,300	461,000	511,800	563,500
	5 5	390,000	462,200	513,100	564,400
	5 6	390,700	463,400	514,400	565,300
	5 7	391,400	464,400	515,400	566,200
	5 8	392,300	465,400	516,200	567,100
	5 9	393,000	466,300	517,000	568,000
	6 0	393,600	467,100	517,800	568,700
	6 1	394,100	467,900	518,700	569,600
	6 2	394,600	468,600	519,500	570,500
	6 3	395,000	469,300	520,400	571,400
	6 4	395,400	469,900	521,200	572,300
	6 5	395,700	470,600	522,100	573,200
	6 6		471,300	523,000	
	6 7		471,900	523,700	
	6 8		472,500	524,600	
	6 9		472,800	525,500	
	7 0		473,400	526,300	
	7 1		474,100	527,200	
	7 2		474,800	528,100	
	7 3		475,200	528,900	
	7 4		475,800	529,800	
	7 5		476,500	530,700	
7 6		477,200	531,400		
7 7		477,600	532,200		
7 8		478,200	533,100		
7 9		478,800	534,000		
8 0		479,300	534,900		
8 1		479,900	535,700		
8 2		480,400	536,600		
8 3		480,900	537,500		
8 4		481,400	538,400		
8 5		481,800	539,200		
8 6		482,400	540,100		
8 7		482,800	541,000		
8 8		483,300	541,900		
8 9		483,800	542,700		
9 0		484,400			
9 1		485,000			
9 2		485,400			



	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 297,300	円 339,700	円 394,300	円 467,400

備考 この表は、保健福祉事務所、衛生環境研究所等に勤務する医師及び歯科医師  
で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	294,900	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	296,900	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	298,700	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	300,600	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	302,400	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	304,000	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	305,500	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	307,100	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	308,800	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	310,700	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	312,700	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	314,500	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	316,300	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	318,200	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	320,100	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	321,900	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	325,900	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	327,900	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	329,800	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	331,700	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	333,400	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	335,400	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	337,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	339,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	340,700	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	342,600	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	344,500	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	346,400	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	348,000	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	349,900	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	351,700	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	353,500	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	355,300	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	357,100	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	358,800	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	360,500	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	361,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	363,200	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	364,500	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	365,900	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	367,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	367,900	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	368,900	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	370,000	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	370,800	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	371,700	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	372,600	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	373,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	374,200	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	375,000	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	375,800	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	376,500	403,400	444,800
	53	232,100	265,500	299,900	328,300	370,100	377,200	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	377,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	378,600	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	379,300	404,600	
定年前	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	379,800	404,900	
再任用	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	380,400	405,200	
短時間	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	381,000	405,500	

勤務職 員以外 の職	6 0	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	381,700	405,900
	6 1	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	382,100	406,100
	6 2	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	382,800	406,400
	6 3	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	383,400	406,700
	6 4	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	384,000	407,000
	6 5	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	384,400	407,200
	6 6	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	385,000	407,500
	6 7	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	385,600	407,800
	6 8	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	386,200	408,100
	6 9	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	386,600	408,300
	7 0	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	387,100	408,600
	7 1	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	387,600	408,900
	7 2	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	388,200	409,200
	7 3	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	388,500	409,400
	7 4	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	388,900	
	7 5	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	389,300	
	7 6	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	389,700	
	7 7	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	390,000	
	7 8	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	390,300	
	7 9	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	390,600	
	8 0	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	390,800	
	8 1	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	391,000	
	8 2	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	391,300	
	8 3	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	391,600	
	8 4	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	391,800	
	8 5	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	392,000	
	8 6		290,700	326,500	347,300		392,300	
	8 7		290,900	326,700	347,600		392,600	
	8 8		291,100	327,000	347,900		392,800	
	8 9		291,500	327,400	348,300		393,000	
	9 0		291,700	327,800	348,600		393,300	
	9 1		291,900	328,200	349,000		393,600	
	9 2		292,100	328,600	349,300		393,800	
9 3		292,500	328,900	349,700		394,000		
9 4		292,700	329,100	350,000				
9 5		292,900	329,500	350,300				
9 6		293,200	329,800	350,600				
9 7		293,500	330,000	350,900				
9 8		293,700	330,300	351,300				
9 9		293,900	330,600	351,700				
1 0 0		294,200	330,900	352,100				
1 0 1		294,500	331,100	352,600				
1 0 2		294,700	331,400	353,000				
1 0 3		294,900	331,800	353,400				
1 0 4		295,200	332,000	353,800				
1 0 5		295,500	332,200	354,300				
1 0 6			332,400					
1 0 7			332,800					
1 0 8			333,000					
1 0 9			333,200					
1 1 0			333,600					
1 1 1			334,000					
1 1 2			334,400					
1 1 3			334,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	290,700	323,900

備考 この表は、保健福祉事務所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	295,400	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	297,500	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	299,500	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	301,400	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	303,200	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	305,000	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	306,600	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	308,200	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	309,800	348,400	394,900
	1 0	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	312,000	350,400	397,000
	1 1	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	314,200	352,300	399,200
	1 2	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	316,200	354,300	401,400
	1 3	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	318,200	356,200	403,300
	1 4	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	320,200	358,200	405,300
	1 5	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	322,100	360,200	407,400
	1 6	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	324,000	362,200	409,400
	1 7	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	325,900	364,100	411,400
	1 8	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	327,900	366,100	413,600
	1 9	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	329,800	368,200	415,800
	2 0	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	331,700	370,200	417,900
	2 1	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	333,400	371,900	419,800
	2 2	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	335,400	374,000	421,700
	2 3	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	337,400	376,100	423,500
	2 4	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	339,300	378,100	425,400
	2 5	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	340,700	380,000	427,100
	2 6	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	342,600	381,600	428,700
	2 7	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	344,500	383,400	430,400
	2 8	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	346,400	385,200	432,000
	2 9	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	348,000	386,900	433,300
	3 0	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	349,900	388,600	434,600
	3 1	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	351,700	390,500	436,200
	3 2	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	353,500	392,200	437,700
	3 3	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	355,300	393,900	439,400
	3 4	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	357,100	395,600	441,000
	3 5	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	358,800	397,400	442,400
	3 6	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	360,500	399,100	443,800
	3 7	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	361,900	400,700	444,900
	3 8	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	363,200	402,400	446,200
	3 9	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	364,500	404,200	447,500
	4 0	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	365,900	406,000	448,900
	4 1	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	367,000	407,500	449,900
	4 2	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	367,900	409,000	450,600
	4 3	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	368,900	410,500	451,400
	4 4	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	370,000	411,800	452,000
	4 5	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	372,100	412,900	452,900
	4 6	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	373,300	414,000	453,600
	4 7	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	374,600	415,100	454,400
	4 8	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	375,900	416,300	455,200
	4 9	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	377,200	417,600	455,900
	5 0	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	377,900	418,700	456,600
	5 1	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	378,600	419,900	457,300
	5 2	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	379,300	421,000	458,100
	5 3	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	379,800	422,200	458,900
	5 4	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	380,400	423,200	459,700
	5 5	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	381,000	424,300	460,400
	5 6	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	381,700	425,400	461,100
	5 7	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	382,100	426,500	461,900
	5 8	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	382,800	427,000	462,600
	5 9	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	383,400	427,600	463,300

	6 0	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	384,000	428,000
	6 1	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	384,400	428,600
	6 2	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	385,000	429,100
	6 3	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	385,600	429,500
	6 4	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	386,200	430,000
	6 5	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	386,600	430,500
	6 6	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	387,100	430,900
	6 7	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	387,600	431,200
	6 8	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	388,200	431,500
	6 9	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	388,500	431,900
	7 0	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	388,900	
	7 1	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	389,300	
	7 2	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	389,700	
	7 3	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	390,000	
	7 4	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	390,300	
	7 5	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	390,600	
	7 6	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	390,800	
	7 7	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	391,000	
	7 8	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	391,300	
	7 9	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	391,600	
	8 0	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	391,800	
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	8 1	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	392,000	
	8 2	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	392,300	
	8 3	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	392,600	
	8 4	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	392,800	
	8 5	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	393,000	
	8 6	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	393,300	
	8 7	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	393,600	
	8 8	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	393,800	
	8 9	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	394,000	
	9 0	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	394,300	
	9 1	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	394,600	
	9 2	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	394,800	
	9 3	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	395,000	
	9 4	283,800	316,500	349,400	367,500			
	9 5	284,700	317,200	350,100	367,900			
	9 6	285,600	317,800	350,700	368,200			
	9 7	286,200	318,300	351,100	368,800			
	9 8	286,800	318,600	351,500	369,300			
	9 9	287,400	319,200	352,000	369,800			
	1 0 0	288,300	319,800	352,400	370,300			
	1 0 1	289,100	320,200	352,900	370,900			
1 0 2	289,900	320,800	353,300	371,400				
1 0 3	290,700	321,400	353,800	371,900				
1 0 4	291,500	321,900	354,200	372,300				
1 0 5	292,100	322,300	354,500	372,900				
1 0 6	292,600	322,800	355,000	373,400				
1 0 7	293,100	323,300	355,400	373,900				
1 0 8	293,500	323,800	355,700	374,400				
1 0 9	293,700	324,200	356,200	375,000				
1 1 0	294,000	324,600	356,700	375,400				
1 1 1	294,200	324,900	357,200	375,900				
1 1 2	294,500	325,200	357,700	376,400				
1 1 3	294,800	325,500	358,200	377,000				
1 1 4	295,000	325,900	358,700					
1 1 5	295,300	326,300	359,200					
1 1 6	295,500	326,600	359,600					
1 1 7	295,800	326,800	360,000					
1 1 8	296,100	327,100	360,400					
1 1 9	296,400	327,500	360,900					
1 2 0	296,700	327,700	361,400					
1 2 1	297,000	327,900	361,800					

	1 2 2	297,400	328,200	362,300					
	1 2 3	297,700	328,500	362,800					
	1 2 4	298,100	328,800	363,300					
	1 2 5	298,300	329,000	363,600					
	1 2 6	298,500	329,300						
	1 2 7	298,800	329,700						
	1 2 8	299,200	329,900						
	1 2 9	299,400	330,100						
	1 3 0	299,700	330,300						
	1 3 1	300,100	330,700						
	1 3 2	300,500	330,900						
	1 3 3	300,700	331,200						
	1 3 4	301,000	331,600						
	1 3 5	301,400	332,000						
	1 3 6	301,700	332,400						
	1 3 7	301,900	332,700						
	1 3 8	302,200	333,100						
	1 3 9	302,600	333,500						
	1 4 0	302,900	333,900						
	1 4 1	303,100	334,200						
	1 4 2	303,500	334,600						
	1 4 3	303,900	334,900						
	1 4 4	304,200	335,300						
	1 4 5	304,400	335,600						
	1 4 6	304,600	336,000						
	1 4 7	304,900	336,400						
	1 4 8	305,300	336,800						
	1 4 9	305,500	337,100						
	1 5 0	305,700	337,500						
	1 5 1	306,000	337,900						
	1 5 2	306,300	338,300						
	1 5 3	306,700	338,600						
	1 5 4	306,900							
	1 5 5	307,100							
	1 5 6	307,400							
	1 5 7	307,700							
	1 5 8	308,000							
	1 5 9	308,300							
	1 6 0	308,600							
	1 6 1	309,000							
	1 6 2	309,300							
	1 6 3	309,600							
	1 6 4	309,900							
	1 6 5	310,300							
	1 6 6	310,600							
	1 6 7	310,900							
	1 6 8	311,200							
	1 6 9	311,600							
定年 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	290,700	327,300	371,800

備考、この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五（第四条関係）

## 福 祉 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100

	5 3	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	5 4	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	5 5	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	5 6	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	5 7	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	5 8	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	5 9	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	6 0	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	6 1	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	6 2	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	6 3	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	6 4	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	6 5	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	6 6	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	6 7	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	6 8	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	6 9	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	7 0	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	7 1	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	7 2	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
定年前 再任用 短時間 勤務員 以外 の職員	7 3	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	7 4	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	7 5	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	7 6	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
	7 7	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
	7 8	254,800	317,400	342,400	387,100		
	7 9	255,700	318,000	342,900	387,600		
	8 0	256,300	318,600	343,300	388,200		
	8 1	257,000	318,900	343,500	388,700		
	8 2	257,500	319,200	343,800	389,100		
	8 3	258,100	319,800	344,300	389,500		
	8 4	258,700	320,100	344,700	389,900		
	8 5	259,300	320,400	345,000	390,100		
	8 6	260,100	320,700	345,300	390,300		
	8 7	260,800	321,000	345,800	390,600		
	8 8	261,500	321,300	346,200	390,900		
	8 9	262,000	321,700	346,500	391,100		
	9 0	262,800	322,100	346,900	391,400		
	9 1	263,600	322,400	347,300	391,700		
	9 2	264,300	322,600	347,500	391,900		
9 3	264,700	323,100	347,800	392,100			
9 4	265,200	323,500					
9 5	265,700	323,700					
9 6	266,400	324,100					
9 7	267,100	324,500					
9 8	267,800	324,900					
9 9	268,500	325,300					
1 0 0	269,200	325,600					
1 0 1	269,600	325,800					
1 0 2	270,100	326,100					
1 0 3	270,500	326,400					
1 0 4	270,900	326,700					
1 0 5	271,100	327,100					
1 0 6	271,300	327,300					
1 0 7	271,600	327,600					
1 0 8	271,900	328,000					
1 0 9	272,200	328,400					



1 1 0	272,500	328,700				
1 1 1	272,800	329,100				
1 1 2	273,000	329,400				
1 1 3	273,300	329,700				
1 1 4	273,600	330,100				
1 1 5	273,900	330,400				
1 1 6	274,300	330,600				
1 1 7	274,600	330,800				
1 1 8	274,900	331,100				
1 1 9	275,300	331,500				
1 2 0	275,700	331,900				
1 2 1	275,900	332,100				
1 2 2	276,100					
1 2 3	276,500					
1 2 4	276,800					
1 2 5	277,000					
1 2 6	277,300					
1 2 7	277,700					
1 2 8	278,100					
1 2 9	278,300					
1 3 0	278,700					
1 3 1	279,100					
1 3 2	279,400					
1 3 3	279,600					
1 3 4	279,900					
1 3 5	280,300					
1 3 6	280,600					
1 3 7	280,800					
1 3 8	281,100					
1 3 9	281,400					
1 4 0	281,700					
1 4 1	281,900					
1 4 2	282,100					
1 4 3	282,300					
1 4 4	282,600					
1 4 5	283,000					
1 4 6	283,200					
1 4 7	283,500					
1 4 8	283,800					
1 4 9	284,100					
1 5 0	284,300					
1 5 1	284,600					
1 5 2	284,800					
1 5 3	285,100					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 202,500	円 242,000	円 256,300	円 289,400	円 316,200	円 358,000

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会が指定するものに勤務し、本務として入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
1	4 0 2, 0 0 0
2	4 6 1, 0 0 0
3	5 2 2, 0 0 0
4	6 0 3, 0 0 0
5	7 0 1, 0 0 0
6	8 0 0, 0 0 0

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
1	3 3 6, 0 0 0
2	3 7 1, 0 0 0
3	3 9 8, 0 0 0

第六条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正

する。

第六条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
1	3 8 0, 0 0 0
2	4 2 7, 0 0 0
3	4 7 7, 0 0 0
4	5 3 9, 0 0 0
5	6 1 5, 0 0 0
6	7 1 8, 0 0 0
7	8 3 9, 0 0 0

第九条第二項及び第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例等の一部改正)

第七条 次に掲げる条例の規定中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例(昭和二十二年群馬県条例第十六号)第二条第二項

二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例(昭和二十八年群馬県条例第四十号)第三条第二項

三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第三十五号)第二条第三項

第八条 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項

二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項

三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項

(群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第九条 群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十六年群馬県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号及び同条第二項第三号を削る。

第十八条第三項中「第二十一条第五項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第五項を次のように改める。

5 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)をいう。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第六条の規定は、適用しない。

附則第九項中「又は第十七条第二項第三号」を削る。

(群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十条 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、期末手当」の下に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第二項中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

第六条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、給与条例第二十条の二中「前条第一項」とあるのは「群馬県会計年度

任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第六条第一項」と、同条第三号中「基準日前一箇月以内又は基準日から」とあるのは「基準日から」と読み替えるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当)

第六条の二 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、基準日現在の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条第三項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

4 給与条例第二十条の二及び第二十条の三の規定は、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、給与条例第二十条の二中「前条第一項」とあるのは「群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第六条の二第一項」と、同条第三号中「基準日前一箇月以内又は基準日から」とあるのは「基準日から」と読み替えるものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「令和元年群馬県条例第六号」の下に「。次項において「県会計年度任用職員給与条例」という。」を加え、同項第四号中「令和元年群馬県条例第十五号」の下に「。次項において「公立学校等会計年度任用職員給与条例」という。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

一 県職員給与条例第二十一条第一項に規定するそれぞれの基準日

二 公立学校職員給与条例第二十四条第一項に規定するそれぞれの基準日

三 県会計年度任用職員給与条例第六条の二第一項に規定するそれぞれの基準日

四 公立学校等会計年度任用職員給与条例第六条の二第一項に規定するそれぞれの基準日

(群馬県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第十二条 群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第四号中「次条第三号」を「次条第四号」に改める。

第二十六条に次の一号を加える。

五 前号の規定に該当する場合を除くほか、知事が定める県内旅行の場合には、第二十二条から第二十四条までの規定による額の移転料、着後手当又は扶養親族移転料

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第九条(附則第五項の改正規定を除く。)、第十条及び第十一条並びに附則第五条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県職員の給与に関する条例(次項及び附則第四条において「改正後の給与条例」という。)、第八条の三第一項及び別表第一から別表第五までの規定、第三条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(次項、次条及び附則第四条において「改正後の任期付研究員条例」という。)、第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項、次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員条例」という。)、第七条第一項の規定は、

令和五年四月一日から適用する。

3 改正後の給与条例第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第三項の規定、改正後の任期付職員条例第九条第二項及び第三項の規定並びに第七条の規定による改正後の知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項、群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項及び識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

(任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第二条 令和五年四月一日(以下「適用日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の指定職俸給表五号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

一 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項の規定による給料月額 改正後の任期付研究員条例第五条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

二 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第三項の規定による給料月額 改正後の任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表に掲げる号給の給料月額

(適用日前の異動者等の号給の調整)

第三条 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、当該職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第四条 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付職員の採用等

に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(特殊勤務手当に関する経過措置)

第五条 第九条の規定による改正後の群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例(附則第五項の規定を除く。)の規定は、令和六年四月一日以後に従事する業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**令和五年十一月二十四日提出**

**群馬県知事 山本 一太**

「注」 職員の給与改定等を行うとするものである。



## 第百二十八号議案

### 群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

群馬県住民基本台帳法施行条例（平成十四年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号。以下「事務処理特例条例」という。）」を「事務処理特例条例」に改め、同項イ中「審査」の下に「（同条第三項の規定により、書類の提示又は提出を求めることを含む。）」を加え、同項ロを削り、同項ハ中「審査」の下に「（同条第三項の規定により、書類の提示又は提出を求めることを含む。）」を加え、同項ハ中「審査」の下に「（同条第三項の規定により、書類の提示又は提出を求めることを含む。）」を加え、同項ハを同表一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号。以下「事務処理特例条例」という。）別表第一の五の四の項下欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年群馬県条例第三十八号）に基づく事務であつて、次に掲げるもの イ 法第十条第一項の規定による設立の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ロ 法第二十三条第二項の規定による役員の氏名又は住所若しくは居所の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ハ 法第三十四条第三項の規定による合併の認証の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
---	--

#### 附 則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。ただし、別表第一の一の項の改正規定（「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号。以下「事務処理特例条例」という。）」を「事務処理特例条例」に改める部分及び同項を同表一の二の項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

令和五年十一月二十四日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務の範囲の拡大等を行う  
うとするものである。

## 第百二十九号議案

### 群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表十の項イ中「又は第三項」を「若しくは第三項又は同法第三十九条の二十二第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年十一月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 高圧ガス保安法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第百三十号議案

### 群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年群馬県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構（第四条の二において「機構」という。）から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報（第四条の二において「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報（第四条の二において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

第四条の次に次の一条を加える。

（役員の変更等の届出に係る提出書類の特例）

第四条の二 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第二条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。

第十条第二項中「第二条第二項から第四項まで」を「第二条第二項から第五項まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

令和五年十一月二十四日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 特定非営利活動促進法に係る手続のオンライン化に伴い、所要の改正を行う  
うとするものである。

## 第百三十一号議案

### 群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成三十一年群馬県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「するよう努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十二条第一項中「受けた」を「受け、又は合理的配慮がされなかった」に改める。

第十三条第二項中「行ったとされた」を「行い、又は合理的配慮をしなかったとされた」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条第一項及び第十三条第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた新条例第十二条第一項の対象事案について適用し、施行日前に生じたこの条例による改正前の群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第十二条第一項の対象事案については、なお従前の例による。

令和五年十一月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

## 第百三十二号議案

### 群馬県放牧場条例の一部を改正する条例

群馬県放牧場条例（昭和二十五年群馬県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条を削る。

第六条第一項を次のように改める。

放牧場に牛を委託した者は、一頭一日につき六百五十円の使用料を納めなければならない。

第六条を第四条とし、第七条から第十一条までを二条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十一月二十四日提出

群馬県知事 山本 一 太

〔注〕 放牧場の使用料の改定等を行おうとするものである。

# 第百三十三号議案

## 群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路路占用料徴収条例（昭和二十八年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条、第四条関係）

占用物件	法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物											単位	占用料					
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	表示面積	第二級地	第三級地
	一本につき一年							長さ一メートルにつき一年	一個につき一年	一個につき一年	一個につき一年				八〇〇円	五七〇円	四八〇円	四三〇円
				七一〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	七一円	七円	四円	七〇〇円	四三〇円	一、四〇〇円	六〇〇円	四、八〇〇円	八七〇円	四二〇円	三六〇円	八七〇円
				五一〇円	八一〇円	八一〇円	五一円	五円	三円	四九〇円	三〇〇円	一、〇〇〇円	四二〇円	一、八〇〇円	五九〇円	三三〇円	三三〇円	五九〇円
				九一〇円	六八〇円	六八〇円	四三円	四円	三円	四二〇円	二六〇円	八五〇円	三六〇円	八七〇円	五九〇円	三三〇円	三三〇円	五九〇円
				九〇〇円	六二〇円	六二〇円	三九円	四円	二円	三八〇円	二三〇円	七八〇円	三三〇円	五九〇円	五九〇円	三三〇円	三三〇円	五九〇円



		法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件											
道路の構造又は	その他のもの										長さ一メートルに つき一年	一平方メートルに つき一年	
	他のもの		外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの				外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの
一本につき	長さ一メートルに つき一年		長さ一メートルに つき一年		長さ一メートルに つき一年		長さ一メートルに つき一年		長さ一メートルに つき一年		長さ一メートルに つき一年		
一、一〇〇円	四円	八六〇円	四三〇円	三〇〇円	一七〇円	一三〇円	八六円	六四円	四三円	三〇円	一、四〇〇円		
八一〇円	三円	六一〇円	三〇〇円	二二〇円	一二〇円	九一元	六一円	四五円	三〇円	二二円	一、〇〇〇円		
六八〇円	三円	五一〇円	二六〇円	一八〇円	一〇〇円	七七円	五一円	三八円	二六円	一八円	八五〇円		
六二〇円	二円	四七〇円	二三〇円	一六〇円	九三元	七〇円	四七円	三五円	二三円	一六円	七八〇円		

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの	交通の状況を表す他の柱類		き一年
									その他のもの		
									の上	の下	
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの	の上	の下	占用面積 一平方メートルにつき一年
									七二〇円	五一〇円	占用面積 一平方メートルにつき一年
									四三〇円	三〇〇円	占用面積 一平方メートルにつき一年
									二六〇円	二二〇円	占用面積 一平方メートルにつき一年
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの	の上	の下	占用面積 一平方メートルにつき一年
									四八〇円	一八〇円	占用面積 一平方メートルにつき一年
									一八〇円	八七円	占用面積 一平方メートルにつき一年
									五九〇円	五九円	占用面積 一平方メートルにつき一年
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの	の上	の下	占用面積 一平方メートルにつき一年
									四八〇円	一八〇円	占用面積 一平方メートルにつき一年
									一八〇円	八七円	占用面積 一平方メートルにつき一年
									五九〇円	五九円	占用面積 一平方メートルにつき一年
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	その他のもの	の上	の下	占用面積 一平方メートルにつき一年
									四八〇円	一八〇円	占用面積 一平方メートルにつき一年
									一八〇円	八七円	占用面積 一平方メートルにつき一年
									五九〇円	五九円	占用面積 一平方メートルにつき一年





同日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。ただし、改正後の別表の規定を適用して算定した各年度の占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該算出した額を当該年度の占用料の額とする。

- 一 令和六年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表又は群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和三年群馬県条例第三十九号）附則第二項ただし書の規定を適用して算定した占用料の額に十分の十二を乗じて得た額
- 二 令和七年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額（前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額）に十分の十二を乗じて得た額
- 三 この条例の施行の際現に道路の占用の許可（許可の期間が一年未満である場合に限る。）を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

**令和五年十一月二十四日提出**

**群馬県知事 山本 一 太**

「注」 道路占用料の改定を行おうとするものである。

## 第百三十四号議案

### 群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十項中「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第二十三条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

## 高等学校等教育職給料表

学校職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	405,000	476,800

	41	245,000	296,800	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	408,000	
	43	247,500	300,700	409,300	
	44	248,600	302,700	410,700	
	45	249,700	304,700	412,100	
	46	250,900	306,800	413,400	
	47	252,100	309,000	414,900	
	48	253,100	311,200	416,400	
	49	254,200	313,300	418,000	
	50	255,500	315,600	419,400	
	51	256,700	317,800	421,000	
	52	258,000	319,900	422,500	
	53	259,100	322,000	424,200	
	54	260,300	323,500	425,700	
	55	261,600	325,000	427,300	
	56	262,600	326,500	428,900	
	57	263,700	328,200	430,400	
	58	264,400	330,200	431,900	
	59	265,400	332,200	433,100	
	60	266,400	334,100	434,300	
	61	267,300	335,900	435,500	
	62	268,100	337,900	436,800	
	63	268,900	339,900	438,100	
	64	269,700	341,800	439,300	
	65	270,800	343,500	440,500	
	66	272,100	345,500	441,700	
	67	273,400	347,500	442,900	
	68	274,700	349,500	444,100	
	69	275,900	351,300	445,300	
	70	277,100	353,200	446,500	
	71	278,300	355,100	447,700	
	72	279,500	357,000	448,900	
	73	280,500	358,600	450,000	
	74	281,500	360,500	450,600	
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	75	282,500	362,300	451,100	
	76	283,400	364,200	451,600	
	77	284,300	366,000	452,100	
	78	285,200	367,700	452,700	
	79	286,100	369,300	453,200	
	80	287,000	370,900	453,700	
	81	287,800	372,300	454,200	
	82	288,900	373,800		
	83	289,900	375,200		
	84	290,900	376,500		
	85	291,900	377,600		
	86	292,900	379,000		
	87	293,900	380,400		
	88	294,900	381,700		



89	296,000	382,900
90	297,100	384,200
91	298,200	385,300
92	299,200	386,500
93	299,700	387,700
94	300,700	388,800
95	301,800	390,000
96	303,000	391,200
97	304,000	392,600
98	305,100	393,600
99	306,100	394,600
100	307,100	395,600
101	307,900	396,500
102	309,000	397,500
103	310,000	398,600
104	311,000	399,700
105	311,600	400,400
106	312,500	401,300
107	313,300	402,200
108	314,100	403,100
109	314,800	403,900
110	315,200	404,800
111	315,600	405,600
112	316,100	406,400
113	316,600	407,000
114	317,000	407,700
115	317,500	408,400
116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100

	137	325,500	415,300		
	138	325,700	415,600		
	139	326,000	415,900		
	140	326,300	416,100		
	141	326,500	416,300		
	142	326,700	416,600		
	143	327,000	416,900		
	144	327,200	417,100		
	145	327,500	417,300		
	146	327,700	417,600		
	147	328,000	417,900		
	148	328,300	418,100		
	149	328,500	418,300		
	150	328,700	418,600		
	151	329,000	418,900		
	152	329,300	419,100		
	153	329,500	419,300		
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		235,000	275,300	332,200	416,600

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 小学校中学校教育職給料表

学校職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	375,200	452,000

	41	244,000	273,300	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	377,700	
	43	246,500	277,800	379,100	
	44	247,800	279,900	380,600	
	45	249,100	282,000	382,000	
	46	250,400	284,200	383,600	
	47	251,600	286,300	385,100	
	48	252,700	288,200	386,600	
	49	253,800	290,300	387,900	
	50	255,100	292,000	389,400	
	51	256,400	293,800	390,800	
	52	257,400	295,500	392,100	
	53	258,500	296,800	393,300	
	54	259,900	298,800	394,600	
	55	260,900	300,700	395,700	
	56	261,900	302,700	396,800	
	57	262,900	304,700	398,000	
	58	263,900	306,800	399,200	
	59	264,900	309,000	400,400	
	60	265,900	311,200	401,600	
	61	266,800	313,300	402,700	
	62	267,500	315,600	403,700	
	63	268,200	317,800	405,000	
	64	268,800	319,900	406,200	
	65	269,500	322,000	407,400	
	66	270,700	323,500	408,500	
	67	271,800	325,000	409,600	
	68	272,900	326,500	410,700	
	69	274,200	328,200	411,700	
	70	275,600	330,200	412,900	
	71	276,800	332,200	414,100	
	72	278,000	334,100	415,300	
	73	278,800	335,900	415,900	
	74	279,700	337,900	416,700	
	75	280,700	339,800	417,400	
	76	281,700	341,700	417,900	
	77	282,600	343,400	418,200	
	78	283,600	345,200	418,600	
	79	284,700	346,900	419,000	
	80	285,500	348,600	419,400	
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	81	286,300	350,400	419,700	
	82	287,100	352,100	420,100	
	83	287,900	353,500	420,500	
	84	288,700	355,100	420,800	
	85	289,600	356,300	421,100	
	86	290,400	357,900	421,500	
	87	291,100	359,400	421,900	
	88	291,900	360,900	422,200	

89	292,800	362,200	422,500
90	293,700	363,500	422,800
91	294,600	364,800	423,100
92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	423,800
95	297,000	370,100	424,100
96	297,700	371,200	424,300
97	298,400	372,200	424,500
98	299,200	373,200	
99	300,000	374,200	
100	300,700	375,100	
101	301,400	375,900	
102	301,800	376,900	
103	302,200	377,800	
104	302,600	378,700	
105	302,800	379,500	
106	303,100	380,400	
107	303,400	381,300	
108	303,600	382,200	
109	303,800	383,000	
110	304,000	384,000	
111	304,300	384,900	
112	304,600	385,800	
113	304,800	386,400	
114	305,000	387,300	
115	305,200	388,200	
116	305,500	389,100	
117	305,800	389,900	
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	
124	307,500	395,000	
125	307,800	395,600	
126		396,300	
127		396,800	
128		397,400	
129		398,100	
130		398,700	
131		399,200	
132		399,700	
133		400,000	
134		400,300	
135		400,600	
136		400,900	

	137		401,200		
	138		401,500		
	139		401,800		
	140		402,100		
	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
	158		406,800		
	159		407,100		
	160		407,300		
	161		407,500		
	162		407,800		
	163		408,100		
	164		408,300		
	165		408,500		
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		226,200	272,100	325,500	406,600

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 栄 養 職 給 料 表

学校職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	294,900
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	296,900
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	298,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	300,600
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	302,400
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	304,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	305,500
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	307,100
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	308,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	310,700
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	312,700
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	314,500
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	316,300
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	318,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	320,100
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	321,900
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	325,900
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	327,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	329,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	331,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	333,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	335,400
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	337,400
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	339,300
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	340,700
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	342,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	344,500
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	346,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	348,000
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	349,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	351,700
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	353,500
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	355,300
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	357,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	358,800
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	360,500
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	361,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	363,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	364,500
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	365,900

	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	367,000
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	367,900
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	368,900
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	370,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	370,800
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	371,700
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	372,600
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	373,400
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	374,200
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	375,000
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	375,800
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	376,500
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	377,200
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	377,900
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	378,600
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	379,300
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	379,800
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	380,400
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	381,000
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	381,700
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	382,100
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	382,800
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	383,400
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	384,000
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	384,400
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	385,000
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	385,600
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	386,200
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	386,600
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	387,100
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	387,600
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	388,200
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	388,500
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	388,900
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	389,300
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	389,700
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	390,000
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	390,300
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	390,600
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	390,800
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	391,000
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	391,300
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	391,600
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	391,800
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	392,000
	86		290,700	326,500	347,300		392,300
	87		290,900	326,700	347,600		392,600
	88		291,100	327,000	347,900		392,800



	89		291,500	327,400	348,300		393,000
	90		291,700	327,800	348,600		393,300
	91		291,900	328,200	349,000		393,600
	92		292,100	328,600	349,300		393,800
	93		292,500	328,900	349,700		394,000
	94		292,700	329,100	350,000		
	95		292,900	329,500	350,300		
	96		293,200	329,800	350,600		
	97		293,500	330,000	350,900		
	98		293,700	330,300	351,300		
	99		293,900	330,600	351,700		
	100		294,200	330,900	352,100		
	101		294,500	331,100	352,600		
	102		294,700	331,400	353,000		
	103		294,900	331,800	353,400		
	104		295,200	332,000	353,800		
	105		295,500	332,200	354,300		
	106			332,400			
	107			332,800			
	108			333,000			
	109			333,200			
	110			333,600			
	111			334,000			
	112			334,400			
	113			334,600			
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	290,700

## 事務職給料表

学校職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員以 外の学校 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再 任用短時 間勤務学 校職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第一項に次の一号を加える。

十四 夜間において授業を行う学級（以下「夜間学級」という。）を置く中学校に勤務する教育職員が、本務として夜間学級に係る業務に従事した場合

第二十三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に改める。

第二十四条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に改める。

（群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第三条 群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年群馬県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十五条」の下に「、第十七条（第一項第十四号に掲げる場合に限る。）」を加える。

（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年群馬県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、期末手当」の下に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第三項中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

第六条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第五項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定中「学校職員」とあるのは「公立学校等会計年度任用職員」と、学校職員給与条例第二十三条の二中「前条第一項」とあるのは「群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第六条第一項」と、同条第三号中「基準日前一箇月以内又は基準日から」とあるのは「基準日から」と読み替えるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

(勤勉手当)

第六条の二 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する公立学校等会計年度任用職員（教育委員会規則で定める公立学校等会計年度任用職員を除く。）に対し、当該公立学校等会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、基準日現在の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条第三項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

4 学校職員給与条例第二十三条の二及び第二十三条の三の規定は、公立学校等会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「学校職員」とあるのは「公立学校等会計年度任用職員」と、学校職員給与条例第二十三条の二中「前条第一項」とあるのは「群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第六条の二第一項」と、同条第三号中「基準日前一箇月以内又は基準日から」とあるのは「基準日から」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第三条において「改正後の給与条例」という。）別表第一から別表第三までの規定は、令和五年四月一日から適用する。

3 改正後の給与条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

(適用日前の異動者等の号給の調整)

第二条 令和五年四月一日（以下この条において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した学校職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員の適用日における号給については、当該学校職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第三条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への協議）

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議して、教育委員会が定める。

令和五年十一月二十四日提出

群馬県知事 山本 一太

「注」 職員の給与改定等を行おうとするものである。

## 第百二十五号議案

### 群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「二千七百三十円」を「七千七百円」に改め、同条第六項中「二千七百三十円」を「三千三百円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

令和五年十一月二十四日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 がんセンターにおける初診料等を改定しようとするものである。



## 第136号議案

### 群馬県公立大学法人定款の一部変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項の規定に基づく群馬県公立大学法人の定款の一部を別紙のとおり変更することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

別紙

群馬県公立大学法人定款の一部を次のように変更する。

- 1 第17条第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及び年度計画（法第27条第1項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。）」を削る。
- 2 第22条第1号及び第27条第1号中「並びに」を「及び」に改め、「及び年度計画」を削る。
- 3 第30条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。
- 4 別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第30条関係）

1 群馬県立女子大学

資産の種類	所在地	名称	構造	延床面積 (㎡)
建物	群馬県佐波郡 玉村町大字上 之手1395番1	管理棟	鉄筋コンクリート造2階建	1,458.27
		体育館	鉄筋コンクリート造2階建	2,378.96
		講堂棟	鉄筋コンクリート造2階建	2,126.92
		大学会館・機械棟	鉄筋コンクリート造2階建	2,184.55
		東教室棟	鉄筋コンクリート造平屋	2,277.28
		研究棟	鉄筋コンクリート造2階建	4,226.95
		西教室棟 図書館棟	鉄筋コンクリート造平屋	2,459.72
		クラブ室	鉄筋コンクリート造2階建	842.70
		車庫	鉄骨造平屋	176.78
		テニスコート 倉庫	鉄骨造平屋	8.14

資産の種類	所在地	名称	構造	延床面積 (㎡)
		実技棟	鉄筋コンクリート造2階建	1,768.60
		新館	鉄骨造6階建	5,330.96

## 2 群馬県立県民健康科学大学

資産の種類	所在地	名称	構造	延床面積 (㎡)
建物	群馬県前橋市 上沖町323番1	北棟	鉄筋コンクリート造3階建	7,312.52
		南棟	鉄筋コンクリート造平屋	1,844.99
		体育館	鉄骨造平屋	803.14
		サークル棟	プレハブ造(非木造)平屋	70.84
		車庫	鉄筋コンクリート造平屋	84.00
		控え室	プレハブ造(非木造)平屋	70.84
		西棟	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建	3,156.08

### 附 則

変更後の定款は、令和6年4月1日又は総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日のいずれか遅い日から施行する。

## 第137号議案

### 指定管理者の指定について

別表のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

<別表>

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定の期間
群馬県野鳥の森施設 安中市松井田町横川地内	安中市 安中市安中一丁目23番13号 安中市長 岩井 均	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
伊香保森林公園及び憩の森 渋川市伊香保町伊香保地内	グリーンクラフトマン株式会社 藤岡市本郷820番地9 代表取締役 山口 雄資	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
さくらの里 甘楽郡下仁田町大字上小坂地内	一般財団法人群馬県森林・緑整備基金 北群馬郡榛東村大字新井2935番地 理事長 山崎 信明	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
桜山森林公園 藤岡市三波川地内	藤岡市 藤岡市中栗須327番地 藤岡市長 新井 雅博	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
みかぼ森林公園 藤岡市上日野地内	グリーンクラフトマン株式会社 藤岡市本郷820番地9 代表取締役 山口 雄資	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
21世紀の森 沼田市上発知町地内及び利根郡 川場村谷地地内	利根沼田森林組合 利根郡川場村大字谷地2054番地4 代表理事組合長 外山 京太郎	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
群馬の森 高崎市綿貫町外	群馬の森パートナーズ 高崎市倉賀野町4221番地13 代表者 株式会社アイ・ディー・エー 代表取締役 今井 久登 構成員 グリーンクラフトマン株式会社 代表取締役 山口 雄資	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

## 第138号議案

### 指定管理者の指定の期間の変更について

別表のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山 本 一 太

<別表>

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定の期間
赤城森林公園及び赤城ふれあいの森 前橋市柏倉町地内及び富士見町赤城山地内	群馬県森林組合連合会 前橋市上大島町182番地20 代表理事会長 八木原 勇治	「平成31年4月1日から令和6年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和7年3月31日まで」に変更する。

## 第139号議案

### 請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年群馬県条例第25号）第2条の規定により議決を求める。

名 称	道路改築（仮称）箱島IC橋上部工製作架設工事
工 事 場 所	一般国道353号 上信自動車道（吾妻東バイパス2期） 吾妻郡東吾妻町大字箱島地内
契 約 金 額	1,978,526,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	東京都江東区豊洲五丁目6番52号 日橋・三井住友建設鉄構箱島IC橋上部工特定建設工事共同企業体 代表者 日本橋梁株式会社東京支店 支店長 片山 正人 構成員 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社群馬営業所 所 長 金井 大輔

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山 本 一 太



## 第140号議案

### 財産の出資について

次のとおり財産を出資の目的としたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により議決を求める。

#### 1 出資の目的とする財産

- (1) 財産の種別 公有財産（同法第238条第1項第1号規定の不動産）
- (2) 名 称 女子大学建物及び県民健康科学大学建物
- (3) 所 在 地 佐波郡玉村町大字上之手地内及び前橋市上沖町地内
- (4) 種 目 建物
- (5) 数 量 延べ床38,582.24平方メートル

#### 2 出資の方法 出資

#### 3 評 価 額 1,711,477,000円

#### 4 出資後の財産 公有財産（同法第238条第1項第7号規定の出資による権利）

#### 5 出資の相手方 佐波郡玉村町大字上之手1395-1

群馬県公立大学法人

理事長 高 田 邦 昭

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 第141号議案

### 当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の規定に基づき、令和6年度において180億円の範囲内で当せん金付証券を発売するものとする。

令和5年11月24日提出

群馬県知事 山本 一 太

予 算 説 明 書



## 令和 5年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）

### 1 総括

（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	164,131,070	1,217,171	165,348,241
12 繰入金	50,393,591	711,770	51,105,361
13 繰越金	25,277,837	2,336,088	27,613,925
歳入合計	858,747,938	4,265,029	863,012,967

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	県 債	その他	
1 議 会 費	1,546,787	9,631	1,556,418				9,631
2 知 事 戦 略 費	11,608,135	436,903	12,045,038	310,808			126,095
3 総 務 費	57,321,422	233,792	57,555,214	142,417			91,375
4 地 域 創 生 費	7,408,998	18,310	7,427,308				18,310
5 生 活 こ ど も 費	38,674,958	30,492	38,705,450			6,300	24,192
6 健 康 福 祉 費	205,164,562	1,476,950	206,641,512	470,313		705,470	301,167
7 環 境 森 林 費	17,472,640	27,098	17,499,738				27,098
8 労 働 費	2,079,217	8,618	2,087,835				8,618

9 農 政 費	21,817,268	70,321	21,887,589				70,321
10 産 業 経 済 費	10,365,088	18,660	10,383,748				18,660
11 県 土 整 備 費	72,657,413	63,472	72,720,885				63,472
12 警 察 費	44,012,757	495,072	44,507,829				495,072
13 教 育 費	156,485,257	1,375,710	157,860,967	293,633			1,082,077
歳 出 合 計	858,747,938	4,265,029	863,012,967	1,217,171		711,770	2,336,088

# 2 歳 入

## 第 9 款 国庫支出金

(単位 千円)

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
<b>1 国 庫 負 担 金</b>	<b>54,776,415</b>	<b>293,633</b>	<b>55,070,048</b>			
8 教 育 費 国 庫 負 担 金	28,600,650	293,633	28,894,283	2 義 務 教 育 費 負 担	273,986	○ 小学校職員費 172,369 ○ 中学校職員費 101,617
				3 特 別 支 援 学 校 費 負 担	19,647	○ 特別支援学校職員費
<b>2 国 庫 補 助 金</b>	<b>108,555,186</b>	<b>923,538</b>	<b>109,478,724</b>			
2 総 務 費 国 庫 補 助 金	6,405,774	453,225	6,858,999	1 総 務 管 理 費 補 助	453,225	○ 地方創生臨時交付金
5 健 康 福 祉 費 国 庫 補 助 金	76,289,774	470,313	76,760,087	3 医 務 費 補 助	470,313	○ 地域医療介護総合確保基金積立費



第 12 款 繰入金

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
<b>2 基 金 繰 入 金</b>	<b>46,941,696</b>	<b>711,770</b>	<b>47,653,466</b>			
7 安心こども基金繰入金	16,201	6,300	22,501	1 安心こども基金繰入金	6,300	
8 地域医療介護総合確保基金繰入金	4,827,513	705,470	5,532,983	1 地域医療介護総合 確保基金繰入金	705,470	

第 13 款 繰越金

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	25,277,837	2,336,088	27,613,925			
1 繰 越 金	25,277,837	2,336,088	27,613,925	1 繰 越 金	2,336,088	

# 3 歳 出

## 第 1 款 議会費

(単位 千円)

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 議 会 費	1,546,787	9,631	1,556,418						9,631	
1 議 会 費	1,070,853	6,052	1,076,905	3 職員手当等	6,052				6,052	
						議 会 運 営	6,052		6,052	
2 事 務 局 費	475,934	3,579	479,513	2 給 料	1,375				3,579	
				3 職員手当等	1,769	職 員 給 与	3,579		3,579	
				4 共 済 費	435					

第 2 款 知事戦略費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
<b>1 知事戦略管理費</b>	<b>866,016</b>	<b>75,544</b>	<b>941,560</b>						<b>75,544</b>		
1 知事戦略管理費	555,973	7,176	563,149	2 給 料	2,547					7,176	
				3 職員手当等	3,900	職 員 給 与	7,176			7,176	
				4 共 済 費	729						
2 戦略企画推進費	258,246	68,368	326,614	11 役 務 費	1,393					68,368	
				12 委 託 料	51,670	未 来 創 生	68,368			68,368	・ 委 託 料 51,670
				13 使 用 料 及 び 賃 借 料	15,305						
<b>2 メディアプロ モーション費</b>	<b>881,754</b>	<b>2,480</b>	<b>884,234</b>							<b>2,480</b>	
1 メディアプロモ ーション総務費	206,987	2,480	209,467	2 給 料	992					2,480	
				3 職員手当等	1,189	職 員 給 与	2,480			2,480	
				4 共 済 費	299						
<b>3 デジタル化推進費</b>	<b>331,178</b>	<b>2,389</b>	<b>333,567</b>							<b>2,389</b>	
1 デジタル化 推進総務費	193,258	2,389	195,647	2 給 料	933					2,389	
				3 職員手当等	1,168	職 員 給 与	2,389			2,389	
				4 共 済 費	288						
<b>4 業務プロセス改革費</b>	<b>3,730,917</b>	<b>2,477</b>	<b>3,733,394</b>							<b>2,477</b>	
1 業務プロセス 改革総務費	214,607	2,477	217,084	2 給 料	996					2,477	
				3 職員手当等	1,181	職 員 給 与	2,477			2,477	
				4 共 済 費	300						
<b>5 グリーンイノ ベーション推進費</b>	<b>3,692,945</b>	<b>1,805</b>	<b>3,694,750</b>							<b>1,805</b>	

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 グリーンイノベーション総務費	139,578	1,805	141,383	2 給 料	711				1,805	
				3 職員手当等	877	職 員 給 与	1,805		1,805	
				4 共 済 費	217					
<b>6 交通イノベーション推進費</b>	<b>1,840,317</b>	<b>350,891</b>	<b>2,191,208</b>					<b>国庫 310,808</b>	<b>40,083</b>	
1 交通イノベーション総務費	99,345	1,571	100,916	2 給 料	551				1,571	
				3 職員手当等	842	職 員 給 与	1,571		1,571	
				4 共 済 費	178					
2 交通イノベーション推進費	1,740,972	349,320	2,090,292	18 負担金補助及び交付金	349,320			国庫 310,808	38,512	
						交通まちづくり戦略推進	38,512		38,512	・補助金 38,512
						地域交通対策	310,808	国庫 310,808		・補助金 310,808
<b>7 地域外交費</b>	<b>265,008</b>	<b>1,317</b>	<b>266,325</b>						<b>1,317</b>	
1 地域外交総務費	108,345	1,317	109,662	2 給 料	541				1,317	
				3 職員手当等	619	職 員 給 与	1,317		1,317	
				4 共 済 費	157					

第 3 款 総務費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 総務管理費	41,176,372	196,725	41,373,097					国庫 142,417	54,308	
1 総務管理費	397,977	144,605	542,582	2 給 料	831			国庫 142,417	2,188	
				3 職員手当等	1,090	職 員 給 与	2,188		2,188	
				4 共 済 費	267	コンプライアンス ・ 行政管理推進	142,417	国庫 142,417		・ 補 助 金 142,417
				18 負担金補助 及び交付金	142,417					
2 人事管理費	6,605,461	35,012	6,640,473	2 給 料	3,487				35,012	
				3 職員手当等	30,067	職 員 給 与	9,983		9,983	
				4 共 済 費	1,458	給 与 管 理	25,029		25,029	
3 財政管理費	28,859,550	1,649	28,861,199	2 給 料	632				1,649	
				3 職員手当等	816	職 員 給 与	1,649		1,649	
				4 共 済 費	201					
4 財産管理費	3,715,448	3,225	3,718,673	2 給 料	1,276				3,225	
				3 職員手当等	1,558	職 員 給 与	3,225		3,225	
				4 共 済 費	391					
5 総務事務管理費	510,022	2,828	512,850	2 給 料	1,190				2,828	
				3 職員手当等	1,301	職 員 給 与	2,828		2,828	
				4 共 済 費	337					
6 会計管理費	348,640	2,581	351,221	2 給 料	998				2,581	
				3 職員手当等	1,274	職 員 給 与	2,581		2,581	
				4 共 済 費	309					

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
7 振 興 局 費	739,274	6,825	746,099	2 給 料	2,625				6,825		
				3 職員手当等	3,370	職 員 給 与	6,825		6,825		
				4 共 済 費	830						
<b>2 徴 税 費</b>	<b>9,641,089</b>	<b>24,527</b>	<b>9,665,616</b>						<b>24,527</b>		
1 税 務 総 務 費	2,068,369	24,527	2,092,896	2 給 料	10,321					24,527	
				3 職員手当等	11,370	職 員 給 与	24,527		24,527		
				4 共 済 費	2,836						
<b>3 市 町 村 振 興 費</b>	<b>1,189,888</b>	<b>2,524</b>	<b>1,192,412</b>						<b>2,524</b>		
1 市 町 村 振 興 総 務 費	208,607	2,524	211,131	2 給 料	978					2,524	
				3 職員手当等	1,238	職 員 給 与	2,524		2,524		
				4 共 済 費	308						
<b>4 選 挙 費</b>	<b>1,695,909</b>	<b>214</b>	<b>1,696,123</b>						<b>214</b>		
1 選 挙 管 理 委 員 会 費	30,175	214	30,389	2 給 料	85					214	
				3 職員手当等	102	選 挙 管 理 委 員 会 運 営	214		214		
				4 共 済 費	27						
<b>5 統 計 費</b>	<b>353,988</b>	<b>1,568</b>	<b>355,556</b>						<b>1,568</b>		
1 統 計 総 務 費	173,204	1,568	174,772	2 給 料	655					1,568	
				3 職員手当等	724	職 員 給 与	1,568		1,568		
				4 共 済 費	189						
<b>6 危 機 管 理 費</b>	<b>972,270</b>	<b>2,793</b>	<b>975,063</b>						<b>2,793</b>		

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 危機管理費	270,794	2,793	273,587	2 給 料	1,107				2,793	
				3 職員手当等	1,344	職 員 給 与	2,793		2,793	
				4 共 済 費	342					
<b>7 消防保安費</b>	<b>1,985,137</b>	<b>2,071</b>	<b>1,987,208</b>						<b>2,071</b>	
1 消防保安費	416,197	2,071	418,268	2 給 料	798				2,071	
				3 職員手当等	1,018	職 員 給 与	2,071		2,071	
				4 共 済 費	255					
<b>8 人事委員会費</b>	<b>144,945</b>	<b>1,466</b>	<b>146,411</b>						<b>1,466</b>	
2 事務局費	138,132	1,466	139,598	2 給 料	550				1,466	
				3 職員手当等	740	職 員 給 与	1,466		1,466	
				4 共 済 費	176					
<b>9 監査委員費</b>	<b>161,824</b>	<b>1,904</b>	<b>163,728</b>						<b>1,904</b>	
1 委員費	15,743	68	15,811	3 職員手当等	64				68	
				4 共 済 費	4	監 査 委 員 運 営	68		68	
2 事務局費	146,081	1,836	147,917	2 給 料	685				1,836	
				3 職員手当等	923	職 員 給 与	1,836		1,836	
				4 共 済 費	228					



第 4 款 地域創生費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
<b>1 地 域 創 生 費</b>	<b>958,188</b>	<b>2,755</b>	<b>960,943</b>						<b>2,755</b>		
1 地域創生総務費	281,415	2,755	284,170	2 給 料	1,058					2,755	
				3 職員手当等	1,363	職 員 給 与	2,755			2,755	
				4 共 済 費	334						
<b>2 ぐんま暮らし・外 国人活躍推進費</b>	<b>525,574</b>	<b>1,169</b>	<b>526,743</b>							<b>1,169</b>	
1 ぐんま暮らし・外 国人活躍総務費	98,356	1,169	99,525	2 給 料	490					1,169	
				3 職員手当等	540	職 員 給 与	1,169			1,169	
				4 共 済 費	139						
<b>3 文 化 振 興 費</b>	<b>3,014,538</b>	<b>9,381</b>	<b>3,023,919</b>							<b>9,381</b>	
1 文化振興総務費	740,361	9,381	749,742	2 給 料	3,719					9,381	
				3 職員手当等	4,630	職 員 給 与	9,381			9,381	
				4 共 済 費	1,032						
<b>4 文 化 財 保 護 費</b>	<b>319,141</b>	<b>1,692</b>	<b>320,833</b>							<b>1,692</b>	
1 文化財保護総務費	141,478	1,692	143,170	2 給 料	638					1,692	
				3 職員手当等	777	職 員 給 与	1,692			1,692	
				4 共 済 費	277						
<b>5 ス ポ ー ツ 振 興 費</b>	<b>2,591,557</b>	<b>3,313</b>	<b>2,594,870</b>							<b>3,313</b>	
1 スポーツ振興総務費	213,310	3,313	216,623	2 給 料	1,287					3,313	
				3 職員手当等	1,623	職 員 給 与	3,313			3,313	
				4 共 済 費	403						

第 5 款 生活こども費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
<b>1 生活こども費</b>	<b>549,227</b>	<b>3,239</b>	<b>552,466</b>						<b>3,239</b>		
1 生活こども総務費	280,317	3,239	283,556	2 給 料	1,236					3,239	
				3 職員手当等	1,602	職 員 給 与	3,239			3,239	
				4 共 済 費	401						
<b>2 県民活動支援・広聴費</b>	<b>197,489</b>	<b>1,233</b>	<b>198,722</b>							<b>1,233</b>	
1 県民活動支援・広聴総務費	117,596	1,233	118,829	2 給 料	526					1,233	
				3 職員手当等	608	職 員 給 与	1,233			1,233	
				4 共 済 費	99						
<b>3 消費生活費</b>	<b>150,606</b>	<b>1,190</b>	<b>151,796</b>							<b>1,190</b>	
1 消費生活総務費	91,954	1,190	93,144	2 給 料	487					1,190	
				3 職員手当等	567	職 員 給 与	1,190			1,190	
				4 共 済 費	136						
<b>4 私学・子育て支援費</b>	<b>30,652,942</b>	<b>1,732</b>	<b>30,654,674</b>							<b>1,732</b>	
1 私学・子育て支援総務費	150,008	1,732	151,740	2 給 料	690					1,732	
				3 職員手当等	833	職 員 給 与	1,732			1,732	
				4 共 済 費	209						
<b>5 児童福祉・青少年費</b>	<b>7,124,694</b>	<b>23,098</b>	<b>7,147,792</b>					繰入	<b>6,300</b>	<b>16,798</b>	
1 児童福祉・青少年総務費	1,362,389	16,798	1,379,187	2 給 料	6,569					16,798	
				3 職員手当等	8,175	職 員 給 与	16,798			16,798	
				4 共 済 費	2,054						

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
3 母 子 保 健 費	711,070	6,300	717,370	18 負担金補助 及び交付金	6,300			繰入	6,300		
						母 子 保 健 対 策	6,300	繰入	6,300		・ 補 助 金

第 6 款 健康福祉費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
<b>1 健康福祉費</b>	<b>7,508,205</b>	<b>28,516</b>	<b>7,536,721</b>						<b>28,516</b>		
1 健康福祉総務費	334,357	3,143	337,500	2 給 料	1,196					3,143	
				3 職員手当等	1,563	職 員 給 与	3,143			3,143	
				4 共 済 費	384						
6 保健福祉事務所費	1,947,455	22,718	1,970,173	2 給 料	9,544					22,718	
				3 職員手当等	10,356	職 員 給 与	22,718			22,718	
				4 共 済 費	2,818						
7 衛生環境研究所費	310,332	2,655	312,987	2 給 料	1,019					2,655	
				3 職員手当等	1,308	職 員 給 与	2,655			2,655	
				4 共 済 費	328						
<b>2 監査指導費</b>	<b>121,415</b>	<b>1,500</b>	<b>122,915</b>							<b>1,500</b>	
1 監査指導総務費	118,440	1,500	119,940	2 給 料	608					1,500	
				3 職員手当等	711	職 員 給 与	1,500			1,500	
				4 共 済 費	181						
<b>3 医 務 費</b>	<b>13,173,647</b>	<b>708,324</b>	<b>13,881,971</b>					<b>国庫 470,313</b>	<b>238,011</b>		
1 医務総務費	274,607	2,854	277,461	2 給 料	1,114					2,854	
				3 職員手当等	1,393	職 員 給 与	2,854			2,854	
				4 共 済 費	347						
2 医療整備費	7,207,022	705,470	7,912,492	24 積 立 金	705,470			国庫 470,313		235,157	
						地域医療介護総合確保基金積立	705,470	国庫 470,313		235,157	

項目	補正前額	補正額	計	節		説明					
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記	
								特定財源	一般財源		
<b>4 介護高齢費</b>	<b>32,153,691</b>	<b>707,185</b>	<b>32,860,876</b>					繰入	705,470	1,715	
1 介護高齢総務費	196,589	1,715	198,304	2 給料	685					1,715	
				3 職員手当等	820	職員給与	1,715			1,715	
				4 共済費	210						
5 介護保険基盤運営費	1,512,808	705,470	2,218,278	18 負担金補助及び交付金	705,470			繰入	705,470		
						介護保険基盤運営	705,470	繰入	705,470		補助金 705,470
<b>5 感染症・がん疾病対策費</b>	<b>74,625,217</b>	<b>3,760</b>	<b>74,628,977</b>							<b>3,760</b>	
1 感染症・がん疾病対策総務費	768,788	3,760	772,548	2 給料	1,440					3,760	
				3 職員手当等	1,836	職員給与	3,760			3,760	
				4 共済費	484						
<b>6 健康長寿社会づくり推進費</b>	<b>1,919,554</b>	<b>1,732</b>	<b>1,921,286</b>							<b>1,732</b>	
1 健康長寿社会づくり推進総務費	132,776	1,732	134,508	2 給料	676					1,732	
				3 職員手当等	846	職員給与	1,732			1,732	
				4 共済費	210						
<b>7 障害政策費</b>	<b>19,926,147</b>	<b>14,141</b>	<b>19,940,288</b>							<b>14,141</b>	
1 障害政策総務費	1,786,710	14,141	1,800,851	2 給料	5,906					14,141	
				3 職員手当等	6,578	職員給与	14,141			14,141	
				4 共済費	1,657						
<b>8 薬務費</b>	<b>2,404,394</b>	<b>1,905</b>	<b>2,406,299</b>							<b>1,905</b>	
1 薬務総務費	2,388,870	1,905	2,390,775	2 給料	732					1,905	

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	936	職 員 給 与	1,905		1,905	
				4 共 済 費	237					
<b>9 国 保 援 護 費</b>	<b>50,603,172</b>	<b>1,775</b>	<b>50,604,947</b>						<b>1,775</b>	
1 国保援護総務費	138,160	1,775	139,935	2 給 料	687				1,775	
				3 職員手当等	874	職 員 給 与	1,775		1,775	
				4 共 済 費	214					
<b>10 食 品 ・ 生 活 衛 生 費</b>	<b>2,729,120</b>	<b>8,112</b>	<b>2,737,232</b>						<b>8,112</b>	
1 食 品 ・ 生 活 衛 生 総 務 費	725,213	8,112	733,325	2 給 料	3,187				8,112	
				3 職員手当等	3,948	職 員 給 与	8,112		8,112	
				4 共 済 費	977					

第 7 款 環境森林費

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
<b>1 環境政策費</b>	<b>1,848,344</b>	<b>14,018</b>	<b>1,862,362</b>						<b>14,018</b>		
1 環境政策総務費	1,228,755	14,018	1,242,773	2 給 料	5,437					14,018	
				3 職員手当等	6,876	職 員 給 与	14,018			14,018	
				4 共 済 費	1,705						
<b>2 環境保全費</b>	<b>320,582</b>	<b>1,593</b>	<b>322,175</b>						<b>1,593</b>		
1 環境保全総務費	125,325	1,593	126,918	2 給 料	624					1,593	
				3 職員手当等	776	職 員 給 与	1,593			1,593	
				4 共 済 費	193						
<b>3 廃棄物・リサイクル費</b>	<b>334,068</b>	<b>2,309</b>	<b>336,377</b>						<b>2,309</b>		
1 廃棄物・リサイクル総務費	192,819	2,309	195,128	2 給 料	888					2,309	
				3 職員手当等	1,138	職 員 給 与	2,309			2,309	
				4 共 済 費	283						
<b>4 自然環境費</b>	<b>744,343</b>	<b>2,283</b>	<b>746,626</b>						<b>2,283</b>		
1 自然環境総務費	187,508	2,283	189,791	2 給 料	911					2,283	
				3 職員手当等	1,083	職 員 給 与	2,283			2,283	
				4 共 済 費	289						
<b>5 林 政 費</b>	<b>6,372,627</b>	<b>3,675</b>	<b>6,376,302</b>						<b>3,675</b>		
1 林政総務費	142,702	2,346	145,048	2 給 料	899					2,346	
				3 職員手当等	1,195	職 員 給 与	2,346			2,346	
				4 共 済 費	252						

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
7 林業試験場費	176,556	1,329	177,885	2 給 料	532				1,329	
				3 職員手当等	638	職 員 給 与	1,329		1,329	
				4 共 済 費	159					
<b>6 林業振興費</b>	<b>1,199,842</b>	<b>1,778</b>	<b>1,201,620</b>						<b>1,778</b>	
1 林業振興総務費	146,835	1,778	148,613	2 給 料	687				1,778	
				3 職員手当等	874	職 員 給 与	1,778		1,778	
				4 共 済 費	217					
<b>7 森林保全費</b>	<b>6,652,834</b>	<b>1,442</b>	<b>6,654,276</b>						<b>1,442</b>	
1 森林保全総務費	160,230	1,442	161,672	2 給 料	559				1,442	
				3 職員手当等	707	職 員 給 与	1,442		1,442	
				4 共 済 費	176					



第 8 款 労働費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
<b>1 労働政策費</b>	<b>1,976,308</b>	<b>7,792</b>	<b>1,984,100</b>						<b>7,792</b>	
1 労働政策総務費	638,846	7,792	646,638	2 給料	2,999				7,792	
				3 職員手当等	3,848	職 員 給 与	7,792		7,792	
				4 共 済 費	945					
<b>2 労働委員会費</b>	<b>102,909</b>	<b>826</b>	<b>103,735</b>						<b>826</b>	
2 事務局費	68,536	826	69,362	2 給料	317				826	
				3 職員手当等	409	職 員 給 与	826		826	
				4 共 済 費	100					

第 9 款 農政費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
<b>1 農 政 費</b>	<b>4,640,450</b>	<b>48,728</b>	<b>4,689,178</b>						<b>48,728</b>		
1 農政総務費	2,841,117	35,911	2,877,028	2 給 料	14,588					35,911	
				3 職員手当等	17,102	職 員 給 与	35,911			35,911	
				4 共 済 費	4,221						
5 農業技術センター費	745,082	6,478	751,560	2 給 料	2,684					6,478	
				3 職員手当等	3,390	職 員 給 与	6,478			6,478	
				4 共 済 費	404						
6 蚕糸技術センター費	203,544	1,571	205,115	2 給 料	617					1,571	
				3 職員手当等	766	職 員 給 与	1,571			1,571	
				4 共 済 費	188						
7 水産試験場費	188,515	1,445	189,960	2 給 料	564					1,445	
				3 職員手当等	700	職 員 給 与	1,445			1,445	
				4 共 済 費	181						
8 畜産試験場費	523,118	3,323	526,441	2 給 料	1,245					3,323	
				3 職員手当等	1,699	職 員 給 与	3,323			3,323	
				4 共 済 費	379						
<b>2 農業構造政策費</b>	<b>2,001,014</b>	<b>5,952</b>	<b>2,006,966</b>							<b>5,952</b>	
1 農業構造政策総務費	486,113	5,952	492,065	2 給 料	2,415					5,952	
				3 職員手当等	2,804	職 員 給 与	5,952			5,952	
				4 共 済 費	733						

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
<b>3 技術支援費</b>	<b>1,149,507</b>	<b>4,409</b>	<b>1,153,916</b>						<b>4,409</b>		
1 技術支援総務費	345,756	4,409	350,165	2 給料	1,785					4,409	
				3 職員手当等	2,212	職 員 給 与	4,409			4,409	
				4 共 済 費	412						
<b>4 蚕糸園芸費</b>	<b>2,476,908</b>	<b>2,326</b>	<b>2,479,234</b>						<b>2,326</b>		
1 蚕糸園芸総務費	209,031	2,326	211,357	2 給料	919					2,326	
				3 職員手当等	1,121	職 員 給 与	2,326			2,326	
				4 共 済 費	286						
<b>5 ぐんまブランド推進費</b>	<b>657,837</b>	<b>1,286</b>	<b>659,123</b>						<b>1,286</b>		
1 ぐんまブランド推進総務費	95,644	1,286	96,930	2 給料	500					1,286	
				3 職員手当等	632	職 員 給 与	1,286			1,286	
				4 共 済 費	154						
<b>6 畜産業費</b>	<b>3,441,922</b>	<b>4,951</b>	<b>3,446,873</b>						<b>4,951</b>		
1 畜産総務費	439,989	4,951	444,940	2 給料	1,908					4,951	
				3 職員手当等	2,582	職 員 給 与	4,951			4,951	
				4 共 済 費	461						
<b>7 農村整備費</b>	<b>7,449,630</b>	<b>2,669</b>	<b>7,452,299</b>						<b>2,669</b>		
1 農村整備総務費	644,431	2,669	647,100	2 給料	1,019					2,669	
				3 職員手当等	1,320	職 員 給 与	2,669			2,669	
				4 共 済 費	330						

第 10 款 産業経済費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
<b>1 産業政策費</b>	<b>2,459,815</b>	<b>2,815</b>	<b>2,462,630</b>						<b>2,815</b>		
1 産業政策総務費	353,204	2,815	356,019	2 給 料	1,194					2,815	
				3 職員手当等	1,580	職 員 給 与	2,815			2,815	
				4 共 済 費	41						
<b>2 未来投資・デジタル産業費</b>	<b>2,790,341</b>	<b>1,792</b>	<b>2,792,133</b>						<b>1,792</b>		
1 未来投資・デジタル産業総務費	126,019	1,792	127,811	2 給 料	670					1,792	
				3 職員手当等	902	職 員 給 与	1,792			1,792	
				4 共 済 費	220						
<b>3 地域企業支援費</b>	<b>3,964,626</b>	<b>10,058</b>	<b>3,974,684</b>						<b>10,058</b>		
1 地域企業支援総務費	213,541	2,545	216,086	2 給 料	1,002					2,545	
				3 職員手当等	1,241	職 員 給 与	2,545			2,545	
				4 共 済 費	302						
5 産業技術センター費	999,326	5,951	1,005,277	2 給 料	2,332					5,951	
				3 職員手当等	2,903	職 員 給 与	5,951			5,951	
				4 共 済 費	716						
6 繊維工業試験場費	180,163	1,562	181,725	2 給 料	599					1,562	
				3 職員手当等	774	職 員 給 与	1,562			1,562	
				4 共 済 費	189						
<b>4 観光魅力創出費</b>	<b>829,087</b>	<b>2,175</b>	<b>831,262</b>						<b>2,175</b>		
1 観光魅力創出総務費	214,787	2,175	216,962	2 給 料	852					2,175	

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
				3 職員手当等	1,057	職 員 給 与	2,175		2,175	
				4 共 済 費	266					
<b>5 e スポーツ・クリエイティブ推進費</b>	<b>321,219</b>	<b>1,820</b>	<b>323,039</b>						<b>1,820</b>	
1 e スポーツ・クリエイティブ総務費	94,871	1,820	96,691	2 給 料	672				1,820	
				3 職員手当等	1,148	職 員 給 与	1,820		1,820	

第 11 款 県土整備費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 土 木 管 理 費	5,047,320	63,472	5,110,792						63,472	
1 土 木 総 務 費	4,215,388	63,472	4,278,860	2 給 料	24,625				63,472	
				3 職員手当等	31,003	職 員 給 与	63,472		63,472	
				4 共 済 費	7,844					

第 12 款 警察費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 警 察 管 理 費	39,357,996	495,072	39,853,068						495,072	
2 警 察 本 部 費	36,173,286	495,072	36,668,358	2 給 料	173,276				495,072	
				3 職員手当等	253,376	警 察 職 員 設 置	495,072		495,072	
				4 共 済 費	68,420					

第 13 款 教育費

項 目	補正前額	補正額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
<b>1 教育総務費</b>	<b>23,192,813</b>	<b>72,209</b>	<b>23,265,022</b>						<b>72,209</b>	
2 事務局費	4,509,688	50,769	4,560,457	2 給料	18,011					50,769
				3 職員手当等	28,377	職 員 給 与	50,769			50,769
				4 共 済 費	4,381					
8 職員厚生費	12,420,833	21,440	12,442,273	3 職員手当等	21,440					21,440
						教 職 員 退 職 手 当	21,440			21,440
<b>2 小学校費</b>	<b>52,570,782</b>	<b>582,446</b>	<b>53,153,228</b>					<b>国庫</b>	<b>172,369</b>	<b>410,077</b>
1 小学校費	52,570,782	582,446	53,153,228	2 給料	266,352			国庫	172,369	410,077
				3 職員手当等	260,377	教 職 員 給 与	582,446	国庫	172,369	410,077
				4 共 済 費	55,717					
<b>3 中学校費</b>	<b>31,333,022</b>	<b>345,048</b>	<b>31,678,070</b>					<b>国庫</b>	<b>101,617</b>	<b>243,431</b>
1 中学校費	31,333,022	345,048	31,678,070	2 給料	157,084			国庫	101,617	243,431
				3 職員手当等	154,518	教 職 員 給 与	345,048	国庫	101,617	243,431
				4 共 済 費	33,446					
<b>4 高等学校費</b>	<b>29,201,262</b>	<b>252,461</b>	<b>29,453,723</b>							<b>252,461</b>
1 高等学校費	28,454,542	252,461	28,707,003	2 給料	98,823					252,461
				3 職員手当等	127,141	教 職 員 給 与	252,461			252,461
				4 共 済 費	26,497					
<b>5 特別支援学校費</b>	<b>14,718,511</b>	<b>123,546</b>	<b>14,842,057</b>					<b>国庫</b>	<b>19,647</b>	<b>103,899</b>
1 特別支援学校費	14,240,158	123,546	14,363,704	2 給料	49,300			国庫	19,647	103,899



項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
				3 職員手当等	62,304	教 職 員 給 与	123,546	国庫	19,647	103,899	
				4 共 済 費	11,942						

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

(企業、病院、流域下水道会計を除く)

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率 (月分)	地域手当	寒冷地手当	その他の手当	計				
補正後	長 等	3		41,160	16,910 3.40月分				58,070	8,391	66,461	
	議 員	50	500,880		205,778 3.40月分				706,658	69,151	775,809	
	その他の特別職	54	77,158	5,340	2,194 3.40月分			89	84,781	537	85,318	
	計	107	578,038	46,500	224,882			89	849,509	78,079	927,588	
補正前	長 等	3		41,160	16,413 3.30月分				57,573	8,367	65,940	
	議 員	50	500,880		199,726 3.30月分				700,606	69,151	769,757	
	その他の特別職	54	77,158	5,340	2,130 3.30月分			89	84,717	533	85,250	
	計	107	578,038	46,500	218,269			89	842,896	78,051	920,947	
比 較	長 等				497 0.10月分				497	24	521	
	議 員				6,052 0.10月分				6,052		6,052	
	その他の特別職				64 0.10月分				64	4	68	
	計				6,613				6,613	28	6,641	

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	27,387	4,399,937	100,401,698	72,840,408	177,642,043	34,179,096	211,821,139	
補 正 前	27,387	4,399,937	99,486,451	71,720,525	175,606,913	33,933,183	209,540,096	
比 較			915,247	1,119,883	2,035,130	245,913	2,281,043	

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	通 勤 手 当	単 身 赴 任 手 当	特 殊 勤 務 手 当	特 地 勤 務 手 当	へ き 地 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補 正 後	2,339,350	2,647,958	1,331,965	82,265	2,261,602	36,683	1,228,073	7,422	49,188	3,789,919	706,337	221,168
	補 正 前	2,339,350	2,623,241	1,331,965	82,214	2,261,602	36,683	1,227,981	7,340	48,788	3,749,028	706,337	218,573
	比 較		24,717		51			92	82	400	40,891		2,595

(単位 千円)

職員手当の内 訳	区 分	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	746,290	1,399,113	19,613	22,857,634	18,320,879	53,001	920,761	90,940	179,994	35,177	13,515,076
	補 正 前	737,573	1,399,113	19,613	22,345,168	17,826,204	53,001	920,761	90,316	178,770	34,902	13,482,002
	比 較	8,717			512,466	494,675			624	1,224	275	33,074

会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	24,254		100,292,459	72,311,211	172,603,670	33,649,400	206,253,070	
補 正 前	24,254		99,377,212	71,191,328	170,568,540	33,403,487	203,972,027	
比 較			915,247	1,119,883	2,035,130	245,913	2,281,043	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	単身赴任手当	特殊勤務手当	特地勤務手当	へき地手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
	補 正 後	2,339,350	2,645,272	1,331,965	82,265	2,257,041	36,683	1,228,073	7,422	49,188	3,789,919	706,337	221,168
	補 正 前	2,339,350	2,620,555	1,331,965	82,214	2,257,041	36,683	1,227,981	7,340	48,788	3,749,028	706,337	218,573
	比 較		24,717		51			92	82	400	40,891		2,595

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	休日勤務手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	義務教育等教員特別手当	定時制通信教育手当	産業教育手当	農林漁業普及指導手当	退職手当
	補 正 後	746,290	1,399,113	19,613	22,335,684	18,320,879	53,001	920,761	90,940	179,994	35,177	13,515,076
	補 正 前	737,573	1,399,113	19,613	21,823,218	17,826,204	53,001	920,761	90,316	178,770	34,902	13,482,002
	比 較	8,717			512,466	494,675			624	1,224	275	33,074

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	915,247	給料の増加分	915,247	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	
職 員 手 当	1,119,883	職員手当の増加分	1,119,883	勤勉手当及びその他手当の増加分	

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	915,247	1 給与改定に伴う増加分	915,247	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 0.94% 実施時期 令和5年4月1日
職 員 手 当	1,119,883	1 給与改定に伴う増加分	1,119,883	勤勉手当の増加分 494,675千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.05月分 (2.00月分) { 6月期 1.025月分 (1.00月分) 12月期 1.025月分 (1.00月分)
				その他手当の増加分 (1) 期末手当分 512,466千円 (2) 退職手当分 33,074千円 (3) その他手当分 79,668千円	ただし令和5年度は { 6月期 従前どおり (1.00月分) 12月期 1.05月分 (1.00月分)
					給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与(令和5年10月1日現在)

区 分		一般行政職	公安職	小・中学校教育職	高等学校教育職	技能労務職
補正後	平均給料月額(円)	329,174	330,290	343,206	353,366	281,900
	平均年齢(歳)	43.8	39.2	43.8	45.8	51.1
補正前	平均給料月額(円)	326,196	326,286	339,993	350,944	280,000
	平均年齢(歳)	43.8	39.2	43.8	45.8	51.1

## イ 級別職員数

区 分	級	一般行政職		公安職		小・中学校教育職		高等学校教育職		技能労務職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和5年10月1日現在	1級	502	11.0	448	12.9	9	0.1	197	4.6	0	0.0
	2級	526	11.5	530	15.2	9,129	90.8	3,866	90.8	1	100.0
	3級	1,146	25.1	931	26.8	464	4.6	110	2.6	0	0.0
	4級	581	12.7	693	19.9	450	4.5	86	2.0		
	5級	1,028	22.5	632	18.2						
	6級	584	12.8	138	4.0						
	7級	154	3.4	43	1.2						
	8級	24	0.5	40	1.2						
	9級	21	0.5	22	0.6						
	計	4,566	100.0	3,477	100.0	10,052	100.0	4,259	100.0	1	100.0

## ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.200	2.300	4.50	
補正前	2.200	2.200	4.40	
国の制度	2.200	2.300	4.50	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの  
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	県 債	そ の 他	
防災ヘリ事故慰霊登山道設置工事請負契約	141,600			令和 6年度から 令和 7年度まで	141,600				141,600
群馬県野鳥の森施設の管理及び運営に関する協定	34,795			令和 6年度から 令和10年度まで	34,795				34,795
伊香保森林公園及び憩の森の管理及び運営に関する協定	84,000			令和 6年度から 令和 8年度まで	84,000			33,152	50,848
赤城森林公園及び赤城ふれあいの森の管理及び運営に関する協定	15,460			令 和 6 年 度	15,460				15,460
さくらの里の管理及び運営に関する協定	56,990			令和 6年度から 令和10年度まで	56,990				56,990
桜山森林公園の管理及び運営に関する協定	19,315			令和 6年度から 令和10年度まで	19,315				19,315
みかぼ森林公園の管理及び運営に関する協定	19,000			令和 6年度から 令和10年度まで	19,000				19,000
21世紀の森の管理及び運営に関する協定	61,600			令和 6年度から 令和10年度まで	61,600				61,600
単独公共治山委託契約	40,000			令 和 6 年 度	40,000			4,000	36,000
単独公共治山工事請負契約	160,000			令 和 6 年 度	160,000			16,000	144,000
単独道路維持修繕委託契約	484,000			令 和 6 年 度	484,000				484,000
単独道路維持修繕工事請負契約	6,000			令 和 6 年 度	6,000				6,000
単独地域道路管理委託契約	800,000			令 和 6 年 度	800,000				800,000
河川維持補修委託契約	510,000			令 和 6 年 度	510,000				510,000
群馬の森の管理及び運営に関する協定	186,875			令和 6年度から 令和10年度まで	186,875			17,820	169,055
敷島公園新水泳場整備運営事業契約	23,100,000			令和 6年度から	23,100,000	7,300,000		1,000,000	14,800,000

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	県 債	そ の 他	
				令和25年度まで					
県営住宅維持修繕業務委託契約	39,930			令和6年度	39,930			39,930	



## 令和5年度群馬県流域下水道事業会計補正予算実施計画(第2号)

### 収益的収入及び支出

#### 支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考		
1	流域下水道事業費用		10,946,376	3,639	10,950,015			
		1 営業費用		10,623,443	3,639	10,627,082		
			1	奥根処理区事業費	951,238	442	951,680	○人件費
			2	県央処理区事業費	6,343,359	797	6,344,156	○人件費
			3	桐生処理区事業費	1,234,104	457	1,234,561	○人件費
			4	西邑楽処理区事業費	951,298	331	951,629	○人件費
			9	一般管理費	148,522	1,612	150,134	○人件費

### 資本的収入及び支出

#### 支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考	
1	流域下水道事業資本的支出		5,350,250	1,362	5,351,612		
		1 建設改良費		3,957,516	1,362	3,958,878	
			13	建設事務費	139,076	1,362	140,438

# 令和5年度群馬県流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△894,311
減価償却費	5,312,285
固定資産除却損	122,915
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△758
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△77
長期前受金戻入額	△4,325,579
受取利息及び受取配当金	△5
支払利息	279,200
未収金の増減額 (△は増加)	134,529
未払金の増減額 (△は減少)	△267,714
預り金の増減額 (△は減少)	△1,776
小計	358,709
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△279,200
業務活動によるキャッシュ・フロー	79,514
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,561,890
無形固定資産の取得による支出	△9,546
国庫補助金による収入	2,835,681
工事費負担金による収入	833,433
一般会計からの繰入金による収入	21,853
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,880,469

区 分	金 額
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,828,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,392,734
財務活動によるキャッシュ・フロー	436,066
資金増加額（又は減少額）	△1,364,889
資金期首残高	2,005,677
資金期末残高	640,788

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		53	4,942	216,643	138,621	360,206	75,814	436,020
補 正 前		53	4,942	214,759	136,098	355,799	75,220	431,019
比 較				1,884	2,523	4,407	594	5,001

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補 正 後	10,337	5,606	3,620	6,951	166	10,191		60
	補 正 前	10,337	5,553	3,620	6,951	166	10,029		60
	比 較		53				162		
手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)			
	補 正 後	4,858	84	53,473	43,201	74			
	補 正 前	4,858	84	52,281	42,085	74			
	比 較			1,192	1,116				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		49		216,643	138,064	354,707	75,140	429,847
補 正 前		49		214,759	135,541	350,300	74,546	424,846
比 較				1,884	2,523	4,407	594	5,001

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	
	補 正 後	10,337	5,606	3,620	6,951	166	10,191		60	
	補 正 前	10,337	5,553	3,620	6,951	166	10,029		60	
	比 較		53				162			
	区 分	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)				
	補 正 後	4,858	84	52,916	43,201	74				
	補 正 前	4,858	84	51,724	42,085	74				
	比 較			1,192	1,116					

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	1,884	給与の増加分	1,884	給与改定に伴う本年度給料月額を増加分	
手 当	2,523	手当の増加分	2,523	勤勉手当及びその他手当の増加分	

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	1,884	1 給与改定に伴う増加分	1,884	職員の給与改定による本年度給料月額を増加分 1,884 千円	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 0.94% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日
手 当	2,523	1 給与改定に伴う増加分	2,523	勤勉手当の増加分 1,116 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.05月分 (2.00月分) { 6月期 1.025月分 (1.00月分) 12月期 1.025月分 (1.00月分) }
				その他手当の増加分 1,407 千円 (1) 期末手当分 1,192 千円 (2) その他手当分 215 千円	ただし令和5年度は { 6月期 従前どおり (1.00月分) 12月期 1.05月分 (1.00月分) }
					給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

### 3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与(05.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)	
補 正 後	平均給料月額(円)	348,056	
	平均年齢(歳)	46.2	
補 正 前	平均給料月額(円)	344,907	
	平均年齢(歳)	46.2	

(2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
05年10月 1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	1	2.0
	6 級	6	12.2
	5 級	20	40.9
	4 級	4	8.2
	3 級	13	26.5
	2 級	2	4.1
	1 級	3	6.1
	計	49	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.50	
補 正 前	2.200	2.200	4.40	
一般会計の制度	2.200	2.300	4.50	

# 令和5年度群馬県流域下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

## 資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額	
1 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
イ 奥 利 根 処 理 区	7,122,889	
減 価 償 却 累 計 額	△1,709,419	5,413,470
ロ 県 央 処 理 区	73,353,403	
減 価 償 却 累 計 額	△11,982,829	61,370,574
ハ 桐 生 処 理 区	14,499,720	
減 価 償 却 累 計 額	△2,636,876	11,862,844
ニ 西 邑 楽 処 理 区	15,046,060	
減 価 償 却 累 計 額	△2,047,098	12,998,962
ホ 新 田 処 理 区	14,571,735	
減 価 償 却 累 計 額	△2,066,385	12,505,350
ヘ 佐 波 処 理 区	20,555,005	
減 価 償 却 累 計 額	△1,927,075	18,627,930
ト 本 局		110
有 形 固 定 資 産 合 計		122,779,240
(2) 無 形 固 定 資 産		
イ 奥 利 根 処 理 区		6,212
ロ 県 央 処 理 区		5,954
ハ 桐 生 処 理 区		7,071
ニ 西 邑 楽 処 理 区		5,234
ホ 新 田 処 理 区		4,467
ヘ 佐 波 処 理 区		6,584
無 形 固 定 資 産 合 計		35,522



科 目	金			額
(3) 固定資産仮勘定				
イ 建設仮勘定		<u>1,753,106</u>		
固定資産仮勘定合計			<u>1,753,106</u>	
固定資産合計				124,567,868
2 流動資産				
(1) 現金預金			640,788	
(2) 未収金			248,179	
(3) その他流動資産			<u>△42,730</u>	
流動資産合計				<u>846,237</u>
資産合計				<u><u>125,414,105</u></u>

負 債 の 部

科 目	金			額
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>16,721,017</u>		
企業債合計			<u>16,721,017</u>	
(2) その他固定負債			<u>10,000</u>	
固定負債合計				16,731,017
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>1,326,427</u>		
企業債合計			<u>1,326,427</u>	
(2) 未払金			921,361	

科 目	金			額
(3) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		30,510		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		6,014		
引 当 金 合 計			36,524	
流 動 負 債 合 計				2,284,312
5 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金		106,523,242		
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		△17,864,358	88,658,884	
繰 延 収 益 合 計				88,658,884
負 債 合 計				107,674,213

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				8,957,997
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 国 庫 補 助 金		6,038,385		
ロ 他 会 計 補 助 金		312,107		
ハ 工 事 費 負 担 金		2,588,950		
ニ 受 贈 財 産 評 価 額		56,617		
資 本 剰 余 金 合 計			8,996,059	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		214,164		
利 益 剰 余 金 合 計			△214,164	
剰 余 金 合 計				8,781,895
資 本 合 計				17,739,892
負 債 ・ 資 本 合 計				125,414,105

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 5～50年

器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給については、一般会計が全額を負担することとしているため、計上していない。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

## II. 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は11,437,190千円である。

## III. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

## 令和5年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画(第2号)

### 収益的収入及び支出

#### 支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 電気事業費用			7,999,359	19,487	8,018,846	
	1 営業費用		7,651,075	19,487	7,670,562	
		1 水力発電費	6,060,416	11,098	6,071,514	○人件費
		2 汽力発電費	476,143	401	476,544	○人件費
		4 一般管理費	929,227	7,988	937,215	○人件費

### 資本的収入及び支出

#### 支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 電気事業 資本的支出			10,926,249	1,982	10,928,231	
	1 建設改良費		7,832,979	1,982	7,834,961	
		1 霧積発電所費	168,443	145	168,588	○人件費
		4 四万備発電所費	2,444,909	725	2,445,634	○人件費
		5 白沢備発電所費	1,963,376	656	1,964,032	○人件費
		6 関根備発電所費	44,627	456	45,083	○人件費

# 令和5年度群馬県電気事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	1,297,995
減価償却費	1,639,039
固定資産除却損	512,024
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	53,545
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△8,884
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△1,179
特別修繕引当金の増減額 (△は減少)	△347,476
長期前受金戻入額	△61,215
受取利息及び受取配当金	△2,313
支払利息	5,766
未収金の増減額 (△は増加)	△154,041
その他流動資産の増減額 (△は増加)	183,753
未払金の増減額 (△は減少)	△754,695
未払費用の増減額 (△は減少)	△658,115
預り金の増減額 (△は減少)	△12,126
小計	1,692,078
利息及び配当金の受取額	2,313
利息の支払額	△5,766
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,688,625

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,480,875
建設仮勘定	△4,631,480
開発調査費	△150,000
長期貸付金の回収による収入	320,345
長期貸付金による支出	△692,200
投資有価証券の取得による支出	△1,000,000
国庫補助金の返還による支出	△1,400
利益剰余金の繰出による支出	△1,225,000
建設関係雑収入	1,400
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,959,210
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,500,000
一時借入金の返済による支出	△2,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△74,670
財務活動によるキャッシュ・フロー	△74,670
資金増加額（又は減少額）	△9,345,255
資金期首残高	38,040,845
資金期末残高	28,695,590

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1	188		701,238	582,000	1,283,238	233,523	1,516,761
補 正 前	1	188		695,283	569,989	1,265,272	230,020	1,495,292
比 較				5,955	12,011	17,966	3,503	21,469

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特勤勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補 正 後	17,766	17,217	9,155	27,312	456	4,546	394	44,034	305
	補 正 前	17,766	17,088	9,155	27,312	456	4,546	390	43,781	305
	比 較		129					4	253	
区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	退職手当 (千円)		
補 正 後	3,699	6,479	19,193	276	162,884	122,866	649	144,769		
補 正 前	3,665	6,419	19,193	276	156,833	117,386	649	144,769		
比 較	34	60			6,051	5,480				



(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1	155		648,360	559,605	1,207,965	220,412	1,428,377
補 正 前	1	155		642,405	547,594	1,189,999	216,909	1,406,908
比 較				5,955	12,011	17,966	3,503	21,469

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補 正 後	17,766	17,217	9,155	24,190	456	4,546	394	35,626	305
	補 正 前	17,766	17,088	9,155	24,190	456	4,546	390	35,373	305
	比 較		129					4	253	
手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補 正 後	3,699	6,479	19,193	276	152,019	122,866	649	144,769	
	補 正 前	3,665	6,419	19,193	276	145,968	117,386	649	144,769	
	比 較	34	60			6,051	5,480			

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	5,955	給料の増加分	5,955	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手当	12,011	手当の増加分	12,011	勤勉手当及びその他手当の増加分	

### (1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	5,955	1 給与改定に伴う増加分	5,955	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 0.94% 実施時期 令和5年4月1日
手当	12,011	1 給与改定に伴う増加分	12,011	勤勉手当の増加分 5,480 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.05月分 (2.00月分) [ 6月期 1.025月分 (1.00月分) 12月期 1.025月分 (1.00月分) ]
				その他の手当の増加分 6,531 千円 (1) 期末手当分 6,051 千円 (2) その他手当分 480 千円	ただし令和5年度は [ 6月期 従前どおり (1.00月分) 12月期 1.05月分 (1.00月分) ] 給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う 手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与(5.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額(円)	346,726
	平均年齢(歳)	42.6
補 正 前	平均給料月額(円)	343,589
	平均年齢(歳)	42.6

#### (2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
5年 10月 1日現在	9 級	1	0.6
	8 級	—	—
	7 級	6	3.8
	6 級	21	13.3
	5 級	46	29.1
	4 級	20	12.7
	3 級	33	20.9
	2 級	20	12.7
	1 級	11	6.9
	計	158	100.0

#### (3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.50	
補 正 前	2.200	2.200	4.40	
一般会計の制度	2.200	2.300	4.50	

令和5年度群馬県電気事業予定貸借対照表  
(令和6年3月31日現在)

資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金		額
1 固 定 資 産			
(1) 電 気 事 業 固 定 資 産			
イ 水 力 発 電 設 備	86,425,526		
減 価 償 却 累 計 額	△55,531,809	30,893,717	
ロ 汽 力 発 電 設 備	5,629,126		
減 価 償 却 累 計 額	△4,812,606	816,520	
ハ 太 陽 光 発 電 設 備	1,051,418		
減 価 償 却 累 計 額	△572,950	478,468	
ニ 業 務 設 備	1,086,900		
減 価 償 却 累 計 額	△379,981	706,919	
電気事業固定資産合計			32,895,624
(2) 事 業 外 固 定 資 産			
イ 事 業 外 固 定 資 産	4,201,554		
減 価 償 却 累 計 額	△1,570,592	2,630,962	
事業外固定資産合計			2,630,962
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定			
イ 建 設 仮 勘 定		5,599,369	
ロ 建 設 準 備 勘 定		401,844	
固定資産仮勘定合計			6,001,213
(4) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 投 資 有 価 証 券		1,000,000	
ロ 出 資 金		50,000	
ハ 長 期 貸 付 金		4,235,204	
投資その他の資産合計			5,285,204
固 定 資 産 合 計			46,813,003

科	目	金		額
2	流動資産			
(1)	現金預金			28,695,590
(2)	未収金			969,495
	流動資産合計			<u>29,665,085</u>
	資産合計			<u><u>76,478,088</u></u>

### 負債の部

科	目	金		額
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		132,074	
	企業債合計		<u>132,074</u>	132,074
(2)	引当金			
	イ 退職給付引当金		1,419,834	
	ロ 特別修繕引当金(水力)		3,395,158	
	引当金合計		<u>4,814,992</u>	4,814,992
(3)	資産除去債務			850,000
	固定負債合計			<u>5,797,066</u>
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		47,257	
	企業債合計		<u>47,257</u>	47,257
(2)	未払費用			318
(3)	引当金			
	イ 賞与引当金		84,774	
	ロ 法定福利費引当金		16,385	

科 目	金 額		
引当金合計			101,159
流動負債合計			148,734
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	3,603,948		
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△2,503,829</u>	1,100,119	
繰延収益合計			1,100,119
負債合計			<u>7,045,919</u>

資 本 の 部

科 目	金 額		
6 資本金			61,007,350
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	30,144		
ロ 国庫補助金	43,351		
ハ 工事費負担金	<u>4,250</u>		
資本剰余金合計		77,745	
(2) 利益剰余金			
イ 企業債等償還積立金	179,332		
ロ 利益積立金	408,082		
ハ 特別修繕積立金	135,870		
ニ 建設改良積立金	2,912,728		
ホ 中小水力発電開発改良積立金	516,206		
ヘ 別途積立金	1,788,900		
ト 当年度未処分利益剰余金	<u>2,405,956</u>		
利益剰余金合計		8,347,074	
剰余金合計			8,424,819
資本合計			<u>69,432,169</u>
負債・資本合計			76,478,088

## 注記

### I. 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 8～50年

水路 10～57年

機械装置 5～22年

諸装置 5～22年

##### (2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### (3) 特別修繕引当金

事業用発電機に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕実施の年度から前年度末までの期間で均分した額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

### II. セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメントの概要

電気事業会計は、水力発電及び汽力発電、太陽光発電を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
水力発電及び汽力発電	水力発電事業、汽力発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業
太陽光発電	太陽光発電事業及びその他附帯事業並びに電源開発に関する調査事業

## 2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位 千円）

	水力発電及び汽力発電	太陽光発電	合計
営業収益	8,754,864	152,248	8,907,112
営業費用	7,187,195	174,257	7,361,452
営業損益	1,567,669	△22,009	1,545,660
経常損益	1,565,675	△22,009	1,543,666
セグメント資産	75,789,878	688,210	76,478,088
セグメント負債	7,045,919	—	7,045,919
その他の項目			
減価償却費	1,580,991	58,048	1,639,039
特別損失	145,671	—	145,671
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,475,875	5,000	3,480,875

## III. その他

### 1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として91,224千円を支給するため、退職給付引当金91,224千円を使用する。

### 2 資産除去債務について

#### (1) 資産除去債務の概要

令和6年度に廃止予定である高浜発電所の不動産賃貸借契約に伴う現状回復義務等である。

#### (2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込み期間を3年、割引率は0%を採用している。



## 令和5年度群馬県工業用水道事業会計補正予算実施計画(第2号)

### 収益的収入及び支出

#### 支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 工業用水道事業費用			2,157,030	3,330	2,160,360	
	1 営業費用		1,965,359	3,330	1,968,689	
		1 渋川工業用水道事業費	778,886	1,224	780,110	○人件費
		2 東毛工業用水道事業費	1,135,608	1,708	1,137,316	○人件費
		3 一般管理費	50,865	398	51,263	○人件費

# 令和5年度群馬県工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△149,237
減価償却費	744,585
固定資産除却損	10,713
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△20,262
賞与引当金の増減額 (△は減少)	122
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	303
事業整理損失引当金の増減額 (△は減少)	△5,398
長期前受金戻入額	△165,853
受取利息及び受取配当金	△59
支払利息	60,274
未収金の増減額 (△は増加)	△1,898
その他流動資産の増減額 (△は増加)	1,991
未払金の増減額 (△は減少)	△141,755
未払費用の増減額 (△は減少)	△3,201
預り金の増減額 (△は減少)	△190
小計	330,135
利息及び配当金の受取額	59
利息の支払額	△60,274
業務活動によるキャッシュ・フロー	269,920

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△559,890
建設仮勘定	△56,545
国庫補助金の返還による支出	△1,590
工事費負担金による収入	5,288
予備費	△50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△662,737</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△506,576
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	635,000
建設改良費等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出	△112,509
その他の長期借入金の償還による支出	△39,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△23,085</u>
資金増加額（又は減少額）	△415,902
資金期首残高	<u>2,212,251</u>
資金期末残高	<u><u>1,796,349</u></u>

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		39		130,141	75,916	206,057	42,314	248,371
補 正 前		39		129,148	74,030	203,178	41,863	245,041
比 較				993	1,886	2,879	451	3,330

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,946	3,220	1,583	6,357	927	5,312	1,408	76
	補 正 前	2,946	3,196	1,583	6,357	927	5,285	1,408	75
	比 較		24				27		1
手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)		
	補 正 後	2,936	48	27,336	19,901	3,366	500		
	補 正 前	2,936	48	26,390	19,013	3,366	500		
	比 較			946	888				

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		25		109,534	68,508	178,042	37,617	215,659
補 正 前		25		108,541	66,622	175,163	37,166	212,329
比 較				993	1,886	2,879	451	3,330

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿日直手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,946	2,948	1,583	4,658	927	4,679		76
	補 正 前	2,946	2,924	1,583	4,658	927	4,652		75
	比 較		24				27		1
	区 分	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)		
	補 正 後	2,936	48	24,440	19,901	3,366			
	補 正 前	2,936	48	23,494	19,013	3,366			
	比 較			946	888				

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	993	給料の増加分	993	職員の給与改定による本年度給料月額増加分	
手当	1,886	手当の増加分	1,886	勤勉手当及びその他手当の増加分	

### (1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	993	1 給与改定に伴う増加分	993	職員の給与改定による本年度給料月額増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 0.94% 実施時期 令和5年4月1日
手当	1,886	1 給与改定に伴う増加分	1,886	勤勉手当の増加分 888 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.05月分 (2.00月分) 〔 6月期 1.025月分 (1.00月分) 〕 〔 12月期 1.025月分 (1.00月分) 〕 ただし令和5年度は 〔 6月期 従前どおり (1.00月分) 〕 〔 12月期 1.05月分 (1.00月分) 〕
				その他の手当の増加分 998 千円 (1) 期末手当分 946 千円 (2) その他手当分 52 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与(5.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額(円)	350,459
	平均年齢(歳)	43.6
補 正 前	平均給料月額(円)	347,288
	平均年齢(歳)	43.6

#### (2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
5年10月1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	2	7.7
	6 級	2	7.7
	5 級	7	26.9
	4 級	4	15.4
	3 級	6	23.1
	2 級	1	3.8
	1 級	4	15.4
	計	26	100.0

#### (3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.50	
補 正 前	2.200	2.200	4.40	
一般会計の制度	2.200	2.300	4.50	

# 令和5年度群馬県工業用水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

## 資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金			額
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 渋 川 工 業 用 水 道	10,407,817			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△5,293,643</u>	5,114,174		
ロ 東 毛 工 業 用 水 道	20,982,789			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△13,421,524</u>	7,561,265		
ハ 本 局	1,980			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,976</u>	4		
有 形 固 定 資 産 合 計			12,675,443	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 渋 川 工 業 用 水 道		1,764		
ロ 東 毛 工 業 用 水 道		<u>4,660,032</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計			4,661,796	
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定				
イ 建 設 仮 勘 定		<u>56,545</u>		
固 定 資 産 仮 勘 定 合 計			<u>56,545</u>	
固 定 資 産 合 計				<u>17,393,784</u>
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			1,796,349	
(2) 未 収 金			<u>158,472</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>1,954,821</u>
資 産 合 計				<u><u>19,348,605</u></u>



負 債 の 部

科 目	金			額
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		2,465,605		
企業債合計		2,465,605	2,465,605	
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		2,382,815		
ロ その他の長期借入金		897,000		
他会計借入金合計		3,279,815	3,279,815	
(3) 引 当 金				
イ 退職給付引当金		203,057		
ロ 事業整理損失引当金		6,030		
引当金合計		209,087	209,087	
固定負債合計				5,954,507
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		431,014		
企業債合計		431,014	431,014	
(2) 他 会 計 借 入 金				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		108,900		
ロ その他の長期借入金		39,000		
他会計借入金合計		147,900	147,900	
(3) 未 払 金			33,631	

科 目	金		額
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金		13,897	
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		<u>2,853</u>	
引 当 金 合 計			<u>16,750</u>
流 動 負 債 合 計			629,295
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		9,095,720	
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額		<u>△5,211,694</u>	<u>3,884,026</u>
繰 延 収 益 合 計			<u>3,884,026</u>
負 債 合 計			<u><u>10,467,828</u></u>

資 本 の 部

科 目	金		額
6 資 本 金			6,421,749
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金		539,682	
ロ 受 贈 財 産 評 価 額		134,852	
ハ 工 事 費 負 担 金		840,372	
ニ その他 資 本 剰 余 金		<u>176,402</u>	
資 本 剰 余 金 合 計			1,691,308
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金		258,872	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>508,848</u>	
利 益 剰 余 金 合 計			<u>767,720</u>
剰 余 金 合 計			<u>2,459,028</u>
資 本 合 計			<u><u>8,880,777</u></u>
負 債 ・ 資 本 合 計			19,348,605

## 注記

### I. 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

###### ・減価償却の方法

定額法による。

###### ・主な耐用年数

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械及び装置 5～42年

器具及び備品 3～15年

##### (2) 無形固定資産

###### ・減価償却の方法

定額法による。

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### (3) 事業整理損失引当金

東毛工業用水道事業 第二浄水場計画の廃止に伴い発生すると予想される損失見込額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

### II. セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメントの概要

工業用水道事業会計は、渋川工業用水道及び東毛工業用水道を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これらの2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
渋川工業用水道	給水区域（前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町）内の8社8事業所への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業
東毛工業用水道	給水区域（伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）内の88社100事業所への工業用水供給事業及びその附帯事業並びに工業用水に関する調査事業

## 2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位 千円）

	渋川工業用水道	東毛工業用水道	調整額	合計
営業収益	562,232	1,037,331	—	1,599,563
営業費用	759,646	1,129,844	—	1,889,490
営業損益	△197,414	△92,513	—	△289,927
経常損益	△142,444	13,207	—	△129,237
セグメント資産	5,624,296	13,702,442	21,867	19,348,605
セグメント負債	3,162,009	7,284,152	21,667	10,467,828
その他の項目				
減価償却費	225,343	519,242	—	744,585
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	153,268	406,622	—	559,890

（注）1 本局の一般管理費、受取利息及び雑収益は、2工業用水道に配分している。

2 調整額は、各報告セグメントに配分していない本局の資産及び負債である。

## Ⅲ. その他

### 1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として23,628千円を支給するため、退職給付引当金23,628千円を使用する。

## 令和5年度群馬県水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

### 収益的収入及び支出

#### 支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業費用			4,401,961	5,447	4,407,408	
	1 営業費用		4,044,711	5,447	4,050,158	
		1 県央第一水道事業費	1,583,449	1,454	1,584,903	○人件費
		2 県央第一水道発電事業費	23,308	145	23,453	○人件費
		3 県央第二水道事業費	2,075,982	1,579	2,077,561	○人件費
		5 水質管理センター事業費	161,556	920	162,476	○人件費
		6 一般管理費	192,415	1,349	193,764	○人件費

### 資本的収入及び支出

#### 支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 水道事業資本的支出			2,912,165	547	2,912,712	
	1 建設改良費		1,878,830	547	1,879,377	
		1 県央第一水道建設	1,483,120	547	1,483,667	○人件費

# 令和5年度群馬県水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	82,187
減価償却費	1,777,141
固定資産除却損	24,931
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△4,847
賞与引当金の増減額 (△は減少)	819
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	149
長期前受金戻入額	△262,099
受取利息及び受取配当金	△465
支払利息	127,867
未収金の増減額 (△は増加)	124,521
その他流動資産の増減額 (△は増加)	1,040
未払金の増減額 (△は減少)	△210,853
未払費用の増減額 (△は減少)	1
預り金の増減額 (△は減少)	△1,367
小計	1,659,025
利息及び配当金の受取額	465
利息の支払額	△127,867
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,531,623

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△426,660
建設仮勘定	△1,354,549
国庫補助金の返還による支出	△9,900
雑収入	19,701
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△1,871,408</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	2,000,000
一時借入金の返済による支出	△2,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△923,435
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△923,435</u>
資金増加額（又は減少額）	△1,263,220
資金期首残高	<u>14,006,001</u>
資金期末残高	<u><u>12,742,781</u></u>

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		63		236,300	174,214	410,514	78,630	489,144
補 正 前		63		234,481	170,727	405,208	77,942	483,150
比 較				1,819	3,487	5,306	688	5,994

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	5,092	5,582	2,012	8,439	1,559	12,303	1,216	6,838
	補 正 前	5,092	5,523	2,012	8,439	1,559	12,202	1,197	6,838
	比 較		59				101	19	
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	108	51,545	38,976	40,544				
	補 正 前	108	49,819	37,394	40,544				
	比 較		1,726	1,582					



(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		50		215,651	167,576	383,227	73,711	456,938
補 正 前		50		213,832	164,089	377,921	73,023	450,944
比 較				1,819	3,487	5,306	688	5,994

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	5,092	5,582	2,012	6,145	1,559	12,303	1,216	6,838
	補 正 前	5,092	5,523	2,012	6,145	1,559	12,202	1,197	6,838
	比 較		59				101	19	
手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	108	47,201	38,976	40,544				
	補 正 前	108	45,475	37,394	40,544				
	比 較		1,726	1,582					

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	1,819	給料の増加分	1,819	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手 当	3,487	手当の増加分	3,487	勤勉手当及びその他手当の増加分	

### (1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	1,819	1 給与改定に伴う増加分	1,819	職員の給与改定による本年度 給料月額を増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 0.94% 給与改定の実施時期 令和5年4月1日
手 当	3,487	1 給与改定に伴う増加分	3,487	勤勉手当の増加分 1,582 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.05月分 (2.00月分) 〔 6月期 1.025月分 (1.00月分) 〕 〔 12月期 1.025月分 (1.00月分) 〕 ただし令和5年度は 〔 6月期 従前どおり (1.00月分) 〕 〔 12月期 1.05月分 (1.00月分) 〕
				その他の手当の増加分 1,905 千円 (1)期末手当分 1,726 千円 (2)その他手当分 179 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う 手当額の増 地域手当、時間外勤務手当等

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与(5.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額(円)	334,088
	平均年齢(歳)	43.6
補 正 前	平均給料月額(円)	331,065
	平均年齢(歳)	43.6

#### (2) 級別職員数

区 分	行政職		
	行 級	職 員 数(人)	構 成 比(%)
5年10月1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	4	8.0
	6 級	5	10.0
	5 級	12	24.0
	4 級	5	10.0
	3 級	11	22.0
	2 級	7	14.0
	1 級	6	12.0
	計	50	100.0

#### (3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.50	
補 正 前	2.200	2.200	4.40	
一般会計の制度	2.200	2.300	4.50	

# 令和5年度群馬県水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

## 資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額		額
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 県 央 第 一 水 道	21,711,554		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△11,082,333</u>	10,629,221	
ロ 県 央 第 二 水 道	39,053,680		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△22,789,900</u>	16,263,780	
ハ 水 質 検 査 セ ン タ ー	788,443		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△599,159</u>	189,284	
ニ 本 局	2,056		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,930</u>	126	
有 形 固 定 資 産 合 計			27,082,411
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 県 央 第 一 水 道		3,897,996	
ロ 県 央 第 二 水 道		11,238,762	
ハ 水 質 管 理 セ ン タ ー		<u>79</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			15,136,837
(3) 固 定 資 産 仮 勘 定			
イ 建 設 仮 勘 定		<u>4,167,542</u>	
固 定 資 産 仮 勘 定 合 計			<u>4,167,542</u>
固 定 資 産 合 計			46,386,790
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			12,742,781
(2) 未 収 金			<u>366,344</u>

科 目	金			額
流動資産合計				13,109,125
資産合計				<u>59,495,915</u>

負 債 の 部

科 目	金			額
3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		4,610,741		
企業債合計		<u>4,610,741</u>	4,610,741	
(2) 引当金				
イ 退職給付引当金		431,641		
引当金合計		<u>431,641</u>	431,641	
固定負債合計				5,042,382
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		903,480		
企業債合計		<u>903,480</u>	903,480	
(2) 未払金			109,366	
(3) 未払費用			6,952	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		28,383		
ロ 法定福利費引当金		5,383		
引当金合計		<u>33,766</u>	33,766	
流動負債合計				1,053,564

科 目	金			額
5 繰 延 収 益				
(1) 長 期 前 受 金		16,389,445		
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△8,976,416</u>	<u>7,413,029</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>7,413,029</u>
負 債 合 計				<u><u>13,508,975</u></u>

資 本 の 部

科 目	金			額
6 資 本 金				40,766,298
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 国 庫 補 助 金		838,139		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額		259,863		
ハ 工 事 費 負 担 金		<u>34,427</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			1,132,429	
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金		2,788,850		
ロ 建 設 改 良 積 立 金		753,039		
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>546,324</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>4,088,213</u>	
剰 余 金 合 計				<u>5,220,642</u>
資 本 合 計				<u><u>45,986,940</u></u>
負 債 ・ 資 本 合 計				59,495,915

## 注記

### I. 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法  
定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 2～60年

機械及び装置 5～50年

器具及び備品 4～15年

##### (2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法  
定額法による。

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

### II. その他

#### 1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として45,391千円を支給するため、退職給付引当金45,391千円を使用する。

## 令和5年度群馬県団地造成事業会計補正予算実施計画（第3号）

### 収益的収入及び支出

#### 支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 団地造成事業費用			6,905,748	1,607	6,907,355	
	1 営業費用		6,478,378	1,607	6,479,985	
		2 団地資産管理費		335,162	1,607	336,769

### 資本的収入及び支出

#### 支 出

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
1 団地造成事業資本的支出			7,282,142	2,091	7,284,233	
	1 土地造成費		6,774,518	2,091	6,776,609	
		2 総係費		243,775	2,091	245,866



# 令和5年度群馬県団地造成事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	774,858
土地造成原価	6,143,216
減価償却費	11,074
有形固定資産除却損	201
販売用土地評価損	1,100
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	39,128
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△706
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△144
原価見返勘定の増減額 (△は減少)	△22,360
土地評価損戻入額	△1,100
受取利息及び受取配当金	△533
支払利息	180
未収金の増減額 (△は増加)	△132
未払金の増減額 (△は減少)	14
小計	6,944,796
利息及び配当金の受取額	533
利息の支払額	△180
業務活動によるキャッシュ・フロー	6,945,149

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
土地造成による支出	△7,047,409
土地造成による収入	2,979
有形固定資産の取得による支出	△121,543
無形固定資産の取得による支出	△80
予備費	△100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,266,053
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	4,500,000
一時借入金の返済による支出	△4,500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,000
資金増加額（又は減少額）	△335,904
資金期首残高	12,619,705
資金期末残高	12,283,801

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		36		134,652	119,146	253,798	45,827	299,625
補 正 前		36		133,525	117,009	250,534	45,393	295,927
比 較				1,127	2,137	3,264	434	3,698

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	5,030	3,303	2,428	4,589	205	5,472	91	3,938
	補 正 前	5,030	3,270	2,428	4,589	205	5,428	91	3,938
	比 較		33				44		
手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
	補 正 後	60	31,101	23,601	39,328				
	補 正 前	60	30,018	22,624	39,328				
	比 較		1,083	977					

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		29		124,191	116,004	240,195	43,391	283,586
補 正 前		29		123,064	113,867	236,931	42,957	279,888
比 較				1,127	2,137	3,264	434	3,698

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	5,030	3,303	2,428	3,570	205	5,472	91	3,938
	補 正 前	5,030	3,270	2,428	3,570	205	5,428	91	3,938
	比 較		33				44		
	区 分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)				
補 正 後	60	28,978	23,601	39,328					
補 正 前	60	27,895	22,624	39,328					
比 較		1,083	977						

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	1,127	給料の増加分	1,127	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手 当	2,137	手当の増加分	2,137	勤勉手当及びその他手当の増加分	

### (1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考								
給 料	1,127	1	給与改定に伴う増加分	1,127	職員の給与改定による本年度給 料月額の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 0.94% 実施時期 令和5年4月1日							
手 当	2,137	1	給与改定に伴う増加分	2,137	勤勉手当の増加分	改正後 (改正前)							
					977 千円	年間支給割合 2.05月分 (2.00月分)							
					<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">[</td> <td>6 月期</td> <td>1.025月分</td> <td>(1.00月分)</td> <td rowspan="3">]</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.025月分</td> <td>(1.00月分)</td> </tr> </table>	[	6 月期	1.025月分	(1.00月分)	]	12月期	1.025月分	(1.00月分)
[	6 月期	1.025月分	(1.00月分)	]									
	12月期	1.025月分	(1.00月分)										
							ただし令和5年度は						
					<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">[</td> <td>6 月期</td> <td>従前どおり</td> <td>(1.00月分)</td> <td rowspan="2">]</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.05月分</td> <td>(1.00月分)</td> </tr> </table>	[	6 月期	従前どおり	(1.00月分)	]	12月期	1.05月分	(1.00月分)
[	6 月期	従前どおり	(1.00月分)	]									
	12月期	1.05月分	(1.00月分)										
			その他の手当の増加分		給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増								
				1,160 千円									
			(1) 期末手当分										
				1,083 千円									
			(2) その他手当分		地域手当、時間外勤務手当								
				77 千円									

### 3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与(5.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)	
補 正 後	平均給料月額(円)	357,252	
	平均年齢(歳)	44.5	
補 正 前	平均給料月額(円)	354,020	
	平均年齢(歳)	44.5	

(2) 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
5年10月1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	1	3.4
	6 級	5	17.2
	5 級	9	31.1
	4 級	3	10.3
	3 級	6	20.8
	2 級	4	13.8
	1 級	1	3.4
	計	29	100.0

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.50	
補 正 前	2.200	2.200	4.40	
一般会計の制度	2.200	2.300	4.50	

# 令和5年度群馬県団地造成事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

## 資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金		額	
1 事業資産				
(1) 分譲土地			578,609	
(2) 団地造成勘定			10,600,365	
(3) 事業準備勘定			503,254	
事業資産合計				11,682,228
2 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地	2,453,013			
ロ 建物	455,705			
ハ 構築物	94,568			
ニ 機械及び装置	9,546			
ホ 備品	21,049			
減価償却累計額	△427,319	2,606,562		
有形固定資産合計		2,606,562	2,606,562	
(2) 無形固定資産				
イ 電話使用权		1,124		
ロ その他無形固定資産		4		
無形固定資産合計			1,128	
(3) 投資その他の資産				
イ 長期貸付金		3,369,180		
投資その他の資産合計			3,369,180	
(4) 事業外固定資産			498,000	
固定資産合計				6,474,870

科 目	金 額		
3 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		12,283,801	
(2) 未 収 金		623	
流 動 資 産 合 計			<u>12,284,424</u>
資 産 合 計			<u><u>30,441,522</u></u>

負 債 の 部

科 目	金 額		
4 固 定 負 債			
(1) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金		<u>294,731</u>	
引 当 金 合 計			294,731
(2) 原 価 見 返 勘 定			640,119
(3) そ の 他 固 定 負 債			<u>243,330</u>
固 定 負 債 合 計			1,178,180
5 流 動 負 債			
(1) 未 払 金			383
(2) 未 払 費 用			1



科 目	金 額		
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	16,841		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	3,266		
引 当 金 合 計		20,107	
流 動 負 債 合 計			20,491
6 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	50		
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△48	2	
繰 延 収 益 合 計			2
負 債 合 計			1,198,673

資 本 の 部

科 目	金 額		
7 資 本 金			27,438,215
8 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	2		
資 本 剰 余 金 合 計		2	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金	723,861		
ロ 建 設 改 良 積 立 金	290,679		
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	790,092		
利 益 剰 余 金 合 計		1,804,632	
剰 余 金 合 計			1,804,634
資 本 合 計			29,242,849
負 債 ・ 資 本 合 計			30,441,522

## 注記

### I. 重要な会計方針

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・完成土地及び未成土地 個別法による低価法によっている。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

- ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 7～60年

機械及び装置 5～17年

##### (2) 無形固定資産

- ・減価償却の方法

定額法による。

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

#### 4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

### II. その他

#### 1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として43,885千円を支給するため、退職給付引当金43,885千円を使用する。

## 令和5年度群馬県施設管理事業会計補正予算実施計画（第1号）

### 収益的収入及び支出

#### 支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	備 考
3 ゴルフ場事業費用			514,246	1,043	515,289	
	1 営 業 費 用		436,288	1,043	437,331	
		1 ゴルフ場管理費	436,288	1,043	437,331	○人件費

# 令和5年度群馬県施設管理事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	60,588
減価償却費	172,096
固定資産除却損	10,438
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	115
賞与引当金の増減額 (△は減少)	86
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	34
長期前受金戻入額	△144
受取利息及び受取配当金	△19
支払利息	341
未収金の増減額 (△は増加)	△143,942
未払金の増減額 (△は減少)	△4,650
前受金の増減額 (△は減少)	△2,669
預り金の増減額 (△は減少)	△21
小計	92,253
利息及び配当金の受取額	19
利息の支払額	△341
業務活動によるキャッシュ・フロー	91,931

区 分	金 額
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△161,099
予備費	△18,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△179,099</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	1,000,000
一時借入金の返済による支出	△1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	57,200
建設改良費等の財源に充てるための長期借入金の償還による支出	△148,537
その他の長期借入金の償還による支出	△20,305
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△111,642</u>
資金増加額（又は減少額）	△198,810
資金期首残高	<u>929,727</u>
資金期末残高	<u><u>730,917</u></u>

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		9		36,203	22,034	58,237	12,708	70,945
補 正 前		9		35,899	21,418	57,317	12,585	69,902
比 較				304	616	920	123	1,043

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	
	補 正 後	1,776	977	1,125	1,400	56	1,517	24	8,446	
	補 正 前	1,776	945	1,125	1,388	56	1,517	24	8,151	
	比 較		32		12				295	
	区 分	勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)							
	補 正 後	6,598	115							
	補 正 前	6,321	115							
	比 較	277								

## (1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後		8		34,819	21,528	56,347	12,356	68,703
補 正 前		8		34,515	20,912	55,427	12,233	67,660
比 較				304	616	920	123	1,043

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補 正 後	1,776	977	913	1,400	56	1,517	24	8,152
	補 正 前	1,776	945	913	1,388	56	1,517	24	7,857
	比 較		32		12				295
手当の内訳	区 分	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)						
	補 正 後	6,598	115						
	補 正 前	6,321	115						
	比 較	277							



## 2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	304	給料の増加分	304	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手 当	616	手当の増加分	616	勤勉手当及びその他手当の増加分	

### (1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	304	1 給与改定に伴う増加分	304	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	給与改定の状況 本年度 { 全給料表の改定率 0.94% 実施時期 令和5年4月1日
手 当	616	1 給与改定に伴う増加分	616	勤勉手当の増加分 277 千円	改正後 (改正前) 年間支給割合 2.05月分 (2.00月分) 〔 6月期 1.025月分 (1.00月分) 〕 〔 12月期 1.025月分 (1.00月分) 〕 ただし令和5年度は 〔 6月期 従前どおり (1.00月分) 〕 〔 12月期 1.05月分 (1.00月分) 〕
				その他の手当の増加分 339 千円 (1) 期末手当分 295 千円 (2) その他手当分 44 千円	給料を基礎として支給するその他手当について、給与改定に伴う手当額の増 地域手当、時間外勤務手当

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与(5.10.1現在)

区 分		事務・技術 (行政職)
補 正 後	平均給料月額(円)	349,361
	平均年齢(歳)	42.5
補 正 前	平均給料月額(円)	346,200
	平均年齢(歳)	42.5

#### (2) 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
5年10月1日現在	9 級	—	—
	8 級	—	—
	7 級	—	—
	6 級	2	25.0
	5 級	3	37.5
	4 級	—	—
	3 級	2	25.0
	2 級	—	—
	1 級	1	12.5
計	8	100.0	

#### (3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.50	
補 正 前	2.200	2.200	4.40	
一般会計の制度	2.200	2.300	4.50	

# 令和5年度群馬県施設管理事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

## 資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額		
1 固 定 資 産			
(1) 賃 貸 施 設	435,756		
減 価 償 却 累 計 額	△377,734	58,022	
(2) 賃 貸 ビ ル	4,463,476		
減 価 償 却 累 計 額	△2,774,588	1,688,888	
(3) ゴ ル フ 場	8,171,075		
減 価 償 却 累 計 額	△3,552,254	4,618,821	
(4) 事 業 外 固 定 資 産		67,949	
(5) ゴ ル フ 場 建 設 仮 勘 定		4,200	
(6) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 出 資 金	681,000		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		681,000	
固 定 資 産 合 計			7,118,880
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		730,917	
(2) 未 収 金		149,050	
流 動 資 産 合 計			879,967
資 産 合 計			7,998,847

## 負 債 の 部

科 目	金 額		
3 固 定 負 債			
(1) 他 会 計 借 入 金			
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 てる ため の 長 期 借 入 金	594,808		

科 目	金		額	
▫ その他の長期借入金		40,809		
他会計借入金合計		<u>          </u>	635,617	
(2) 引当金				
イ退職給付引当金		66,896		
▫ 修繕準備引当金		79,140		
引当金合計		<u>          </u>	146,036	
(3) その他固定負債			5,999	
固定負債合計			<u>          </u>	787,652
4 流動負債				
(1) 他会計借入金				
イ建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金		151,523		
▫ その他の長期借入金		20,343		
他会計借入金合計		<u>          </u>	171,866	
(2) 未払金			42,285	
(3) 引当金				
イ賞与引当金		4,681		
▫ 法定福利費引当金		893		
引当金合計		<u>          </u>	5,574	
流動負債合計			<u>          </u>	219,725
5 繰延収益				
(1) 長期前受金		6,997		
(2) 長期前受金収益化累計額		△6,646	351	
繰延収益合計		<u>          </u>	<u>          </u>	351
負債合計			<u>          </u>	<u>          </u> <u>          </u>
				1,007,728

資 本 の 部

科 目	金 額		
6 資 本 金			5,722,449
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,109		
ロ 工 事 費 負 担 金	268,852		
ハ 寄 附 金	5,000		
ニ そ の 他 資 本 剰 余 金	689,632		
資 本 剰 余 金 合 計	964,593	964,593	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 企 業 債 等 償 還 積 立 金	243,489		
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	60,588		
利 益 剰 余 金 合 計	304,077	304,077	
剰 余 金 合 計			1,268,670
資 本 合 計			6,991,119
負 債 ・ 資 本 合 計			7,998,847

## 注記

### I. 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

###### ・減価償却の方法

定額法による。

###### ・主な耐用年数

建物 6～50年

構築物 7～60年

機械及び装置 5～17年

##### (2) 無形固定資産

###### ・減価償却の方法

定額法による。

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### (3) 修繕準備引当金

令和5年3月31日において計上されている額について、従前の例により取り崩す額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式による。

### II. セグメント情報の開示

#### 1 報告セグメントの概要

施設管理事業会計は、格納庫事業、賃貸ビル事業及びゴルフ場事業を運営しており、群馬県企業局財務規程に定める区分に基づき、これら3つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
格納庫事業	群馬ヘリポート格納庫の管理運営
賃貸ビル事業	公社総合ビルの管理運営及びその附帯事業
ゴルフ場事業	ゴルフ場施設の管理運営及びその附帯事業

## 2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位 千円）

	格納庫事業	賃貸ビル事業	ゴルフ場事業	合計
営業収益	41,634	143,247	618,000	802,881
営業費用	15,960	262,011	431,541	709,512
営業損益	25,674	△118,764	186,459	93,369
経常損益	25,674	△116,851	162,765	71,588
セグメント資産	509,856	1,569,467	5,859,366	7,938,689
セグメント負債	△26,993	76,044	958,526	1,007,577
その他の項目				
減価償却費	6,158	72,935	93,003	172,096
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	7,000	57,564	134,476	199,040

## 令和5年度群馬県病院事業会計補正予算実施計画（第1号）

### 収益的収入及び支出

#### 支 出

（単位 千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 病院事業費用			34,324,200	286,250	34,610,450	
	1 医療費用		33,556,007	286,250	33,842,257	
		1 給与費	14,339,130	286,250	14,625,380	○心臓血管センター 72,338 ○がんセンター 84,571 ○精神医療センター 46,911 ○小児医療センター 79,793 ○経営戦略課 2,637

### 資本的収入及び支出

#### 収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備 考
1 資本的収入			2,892,527	53,000	2,945,527	
	1 企業債		1,648,000	53,000	1,701,000	
		1 企業債	1,648,000	53,000	1,701,000	○がんセンター 11,000 ○精神医療センター 39,000 ○小児医療センター 3,000



# 令和5年度群馬県病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△1,275,422
減価償却費	2,472,430
退職給付引当金の増減額	206,930
賞与引当金の増減額	11,062
法定福利費引当金の増減額	2,156
貸倒引当金の増減額	13,089
長期前受金戻入額	△1,312,202
受取利息及び受取配当金	△48
支払利息及び企業債取扱諸費	46,970
有形固定資産売却損益 (△は益)	1,996
未収金の増減額 (△は増加)	△295,452
破産更生債権の増減額 (△は増加)	△3,279
未払金の増減額 (△は減少)	139,390
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,390
固定資産除却費 (資金移動を伴わないもの)	69,513
小計	75,743
利息及び配当金の受取額	48
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△46,970
業務活動によるキャッシュ・フロー	28,821
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,743,440
有形固定資産の売却による収入	8
国庫補助金等による収入	9,627
一般会計からの繰入金による収入	1,234,896
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,498,909
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	2,656,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△2,343,289
リース債務の返済による支出	△1,042
財務活動によるキャッシュ・フロー	311,669
資金増加額 (又は減少額)	△1,158,419
資金期首残高	4,908,822
資金期末残高	3,750,403

# 補正予算給与費明細書

## 1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5	1,699		6,226,177	6,148,091	12,374,268	2,169,923	14,544,191
補 正 前	5	1,699		6,137,446	5,964,499	12,101,945	2,155,996	14,257,941
比 較				88,731	183,592	272,323	13,927	286,250

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	123,720	323,998	102,765	559,021	163,859	2,160	658,331	575,947
	補 正 前	123,720	320,775	102,765	557,976	163,859	2,160	658,331	573,190
	比 較		3,223		1,045				2,757
手当の内訳	区 分	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤 務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補 正 後	122,444	116,477	219,680	65,820	8,172	1,469,604	1,023,218	612,875
	補 正 前	122,444	115,622	217,575	65,820	8,172	1,430,235	987,626	514,229
	比 較		855	2,105			39,369	35,592	98,646

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5	1,229		5,188,643	5,658,730	10,847,373	1,866,541	12,713,914
補 正 前	5	1,229		5,099,912	5,475,138	10,575,050	1,852,614	12,427,664
比 較				88,731	183,592	272,323	13,927	286,250

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	123,720	270,072	102,765	539,221	132,281	2,160	624,250	517,258
	補 正 前	123,720	266,849	102,765	538,176	132,281	2,160	624,250	514,501
	比 較		3,223		1,045				2,757
手当の内訳	区 分	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤 務 手 当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補 正 後	97,662	115,817	214,771	65,820	8,172	1,251,484	1,023,218	570,059
	補 正 前	97,662	114,962	212,666	65,820	8,172	1,212,115	987,626	471,413
	比 較		855	2,105			39,369	35,592	98,646

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説明	備考	
給料	88,731	給与額の増加分	88,731	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分	
手当	183,592	手当の増加分	183,592	勤勉手当及びその他手当の増加分	

### (1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説明	備考													
給料	88,731	1 給与改定に伴う増加分	88,731	職員の給与改定による本年度給料月額 の増加分 88,731千円	給与改定の状況 本年度 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>改定率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政職</td> <td>0.913 %</td> </tr> <tr> <td>医療職(一)</td> <td>0.909 %</td> </tr> <tr> <td>医療職(二)</td> <td>0.903 %</td> </tr> <tr> <td>医療職(三)</td> <td>2.393 %</td> </tr> <tr> <td>給与改定の実施時期</td> <td>令和5年4月1日</td> </tr> </table>	改定率		行政職	0.913 %	医療職(一)	0.909 %	医療職(二)	0.903 %	医療職(三)	2.393 %	給与改定の実施時期	令和5年4月1日
改定率																	
行政職	0.913 %																
医療職(一)	0.909 %																
医療職(二)	0.903 %																
医療職(三)	2.393 %																
給与改定の実施時期	令和5年4月1日																
手当	183,592	1 給与改定に伴う増加分	183,592	勤勉手当の増加分 35,592千円	<table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年間支給割合</td> <td>改正後 (改正前)</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>2.05月分 (2.00月分)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.025月分 (1.00月分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.025月分 (1.00月分)</td> </tr> </table> <p>ただし令和5年度は</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>従前どおり (1.00月分)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.05月分 (1.00月分)</td> </tr> </table>	年間支給割合	改正後 (改正前)	6月期	2.05月分 (2.00月分)	12月期	1.025月分 (1.00月分)		1.025月分 (1.00月分)	6月期	従前どおり (1.00月分)	12月期	1.05月分 (1.00月分)
				年間支給割合	改正後 (改正前)												
6月期	2.05月分 (2.00月分)																
12月期	1.025月分 (1.00月分)																
	1.025月分 (1.00月分)																
6月期	従前どおり (1.00月分)																
12月期	1.05月分 (1.00月分)																
				<table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>その他の手当の増加分</td> <td>148,000千円</td> </tr> <tr> <td>(1) 期末手当分</td> <td>39,369千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職手当分</td> <td>98,646千円</td> </tr> <tr> <td>(3) その他手当分</td> <td>9,985千円</td> </tr> </table> <p>給料を基礎として支給するその他の手当について、 給与改定に伴う手当額の増による 地域手当、時間外勤務手当等</p>	その他の手当の増加分	148,000千円	(1) 期末手当分	39,369千円	(2) 退職手当分	98,646千円	(3) その他手当分	9,985千円					
その他の手当の増加分	148,000千円																
(1) 期末手当分	39,369千円																
(2) 退職手当分	98,646千円																
(3) その他手当分	9,985千円																

### 3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与(令和5年10月1日現在)

区 分		医 師 (医療職一)	医 療 技 術 (医療職二)	看 護 (医療職三)	事 務 (行政職)	そ の 他 (技能労務職)
補 正 後	平均給料月額(円)	472,776	318,401	313,729	338,065	—
	平均年齢(歳)	46.6	41.9	40.6	44.9	—
補 正 前	平均給料月額(円)	468,517	315,552	306,397	335,006	—
	平均年齢(歳)	46.6	41.9	40.6	44.9	—

(2) 級別職員数

区 分		医 療 職 (一)		医 療 職 (二)		医 療 職 (三)		行 政 職		技 能 労 務 職	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)
令和5年10月1日現在	1 級	11	7.5	3	1.5	0	0.0	10	8.6		
	2 級	88	60.3	39	19.9	221	27.2	9	7.8		
	3 級	43	29.5	64	32.6	413	50.8	37	31.9		
	4 級	4	2.7	20	10.2	38	4.7	24	20.7		
	5 級			26	13.3	35	4.3	19	16.4		
	特5級			25	12.8	94	11.6				
	6 級			19	9.7	11	1.4	12	10.3		
	7 級							4	3.4		
	8 級										
	9 級							1	0.9		
	計	146	100.0	196	100.0	812	100.0	116	100.0		

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	2.200	2.300	4.50	
補 正 前	2.200	2.200	4.40	
一般会計の制度	2.200	2.300	4.50	

# 令和5年度群馬県病院事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

## 資 産 の 部

(単位 千円)

科 目	金 額		
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		842,753	
ロ 建 物	45,737,394		
建物減価償却累計額	△ 30,116,468	15,620,926	
ハ 構 築 物	3,369,585		
構築物減価償却累計額	△ 2,976,633	392,952	
ニ 器 械 備 品	21,572,175		
器械備品減価償却累計額	△ 16,481,166	5,091,009	
ホ 車 両	19,777		
車両減価償却累計額	△ 16,951	2,826	
ヘ 放 射 性 同 位 元 素	3,612		
放射性同位元素減価償却累計額	△ 3,431	181	
ト リ ー ス 資 産	63,591		
リース資産減価償却累計額	△ 63,538	53	
チ 建 設 仮 勘 定		16,303	
リ そ の 他 有 形 固 定 資 産	13,947		
その他有形固定資産減価償却累計額	△ 3,714	10,233	
有 形 固 定 資 産 合 計			21,977,236
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		5,864	
無 形 固 定 資 産 合 計			5,864

科 目	金		額
(3) 投資その他の資産			
イ 破産更生債権		37,327	
ロ 破産更生債権貸倒引当金		<u>△ 37,327</u>	
投資その他の資産合計			
固定資産合計			21,983,100
2 流動資産			
(1) 現金預金			3,750,403
(2) 未収金			4,528,104
(3) 未収金貸倒引当金			△ 33,945
(4) 貯蔵品			178,618
(5) その他流動資産			<u>30,000</u>
流動資産合計			8,453,180
資産合計			<u><u>30,436,280</u></u>

負債の部

科 目	金		額
3 固定負債			
(1) 企業債			10,150,874
(2) 引当金			<u>5,879,376</u>
固定負債合計			16,030,250
4 流動負債			
(1) 企業債			2,078,616
(2) 未払金			2,609,326
(3) 未払費用			1,594
(4) 引当金			
イ 賞与引当金		790,356	
ロ 法定福利費引当金		<u>152,256</u>	
引当金合計			942,612



科 目	金 額		
(5) その他流動負債 流動負債合計			127,899
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			28,925,070
(2) 長期前受金収益化累計額			<u>△ 23,238,269</u>
繰延収益合計			5,686,801
負債合計			<u><u>27,477,098</u></u>

資 本 の 部

科 目	金 額		
6 資本金			10,433,631
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ 受贈財産評価額		12,618	
ロ 寄附金		2,060	
ハ 補助金		83,426	
ニ 負担金		154,701	
ホ その他資本剰余金		359,007	
資本剰余金合計		<u>611,812</u>	
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金		8,086,261	
欠損金合計		<u>8,086,261</u>	
剰余金合計			<u>△ 7,474,449</u>
資本合計			<u><u>2,959,182</u></u>
負債・資本合計			30,436,280

## 注記

### I. 重要な会計方針

#### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 先入先出法による原価法による。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 3～47年

構築物 3～60年

機械備品 3～20年

車両 4～6年

- (2) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

#### 3 引当金の計上方法

- (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（なお、一般会計部局との人事交流職員に係る部分については、一般会計繰入金により財源措置がなされているため、計上していない。）

- (2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給（支払）見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

II. 予定貸借対照表関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,755,775千円である。

III. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

報告セグメントは、群馬県病院事業の設置等に関する条例第2条に基づき、経営の基本たる「群馬県立心臓血管センター」「群馬県立がんセンター」「群馬県立精神医療センター」「群馬県立小児医療センター」の4病院とする。  
なお、各報告セグメントの事業内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
心臓血管センター	循環器疾患等に関する医療及び救急医療の提供
がんセンター	がんに関する医療の提供
精神医療センター	精神疾患に関する医療の提供
小児医療センター	小児疾患に関する医療及び周産期医療の提供

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位 千円）

	心臓血管センター	がんセンター	精神医療センター	小児医療センター	調整額	合計
医業収益	9,173,154	11,011,201	2,000,242	5,082,970	—	27,267,567
医業費用	10,312,781	12,423,109	3,075,009	7,613,336	388,802	33,813,037
医業損益	△ 1,139,627	△ 1,411,908	△ 1,074,767	△ 2,530,366	△ 388,802	△ 6,545,470
経常損益	△ 142,427	△ 115,231	△ 166,943	△ 485,496	△ 363,327	△ 1,273,424
セグメント資産	7,641,980	10,865,352	4,309,265	7,351,466	268,217	30,436,280
セグメント負債	5,914,759	10,587,063	3,522,341	7,185,022	267,913	27,477,098
その他の項目						
負担金交付金	741,839	818,782	782,513	1,590,653	26,425	3,960,212
減価償却費	562,352	1,108,862	227,856	573,062	298	2,472,430
特別利益	2	2	2	2	—	8
特別損失	501	501	501	503	—	2,006
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	505,580	1,133,295	72,894	931,783	99,888	2,743,440

（注）1 医業費用の調整額は、各報告セグメントに配分していない費用であり、その主なものは、経営戦略課の人件費及び経費である。

2 セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない経営戦略課の資産である。

3 セグメント負債の調整額は、各報告セグメントに配分していない経営戦略課の負債である。

IV. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

V. その他

1 退職給付引当金の目的使用による取崩しについて

当年度において、退職手当として467,737千円を支給するため、退職給付引当金467,737千円を使用する。